

小川為
宏著述

開化問答二編

七

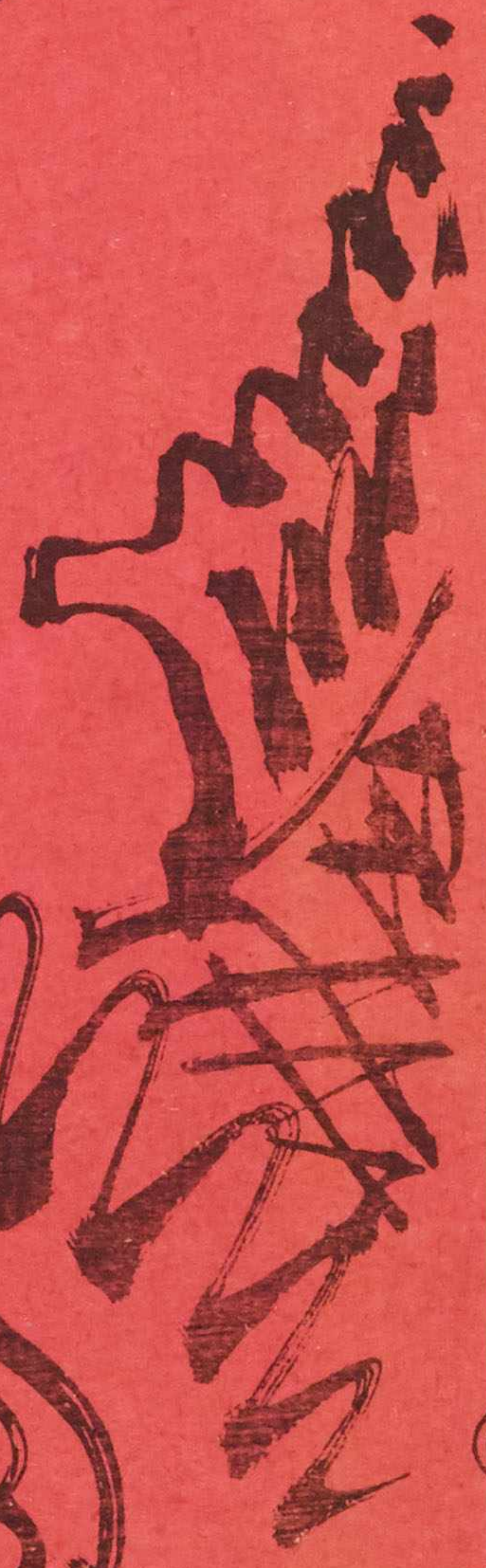
704

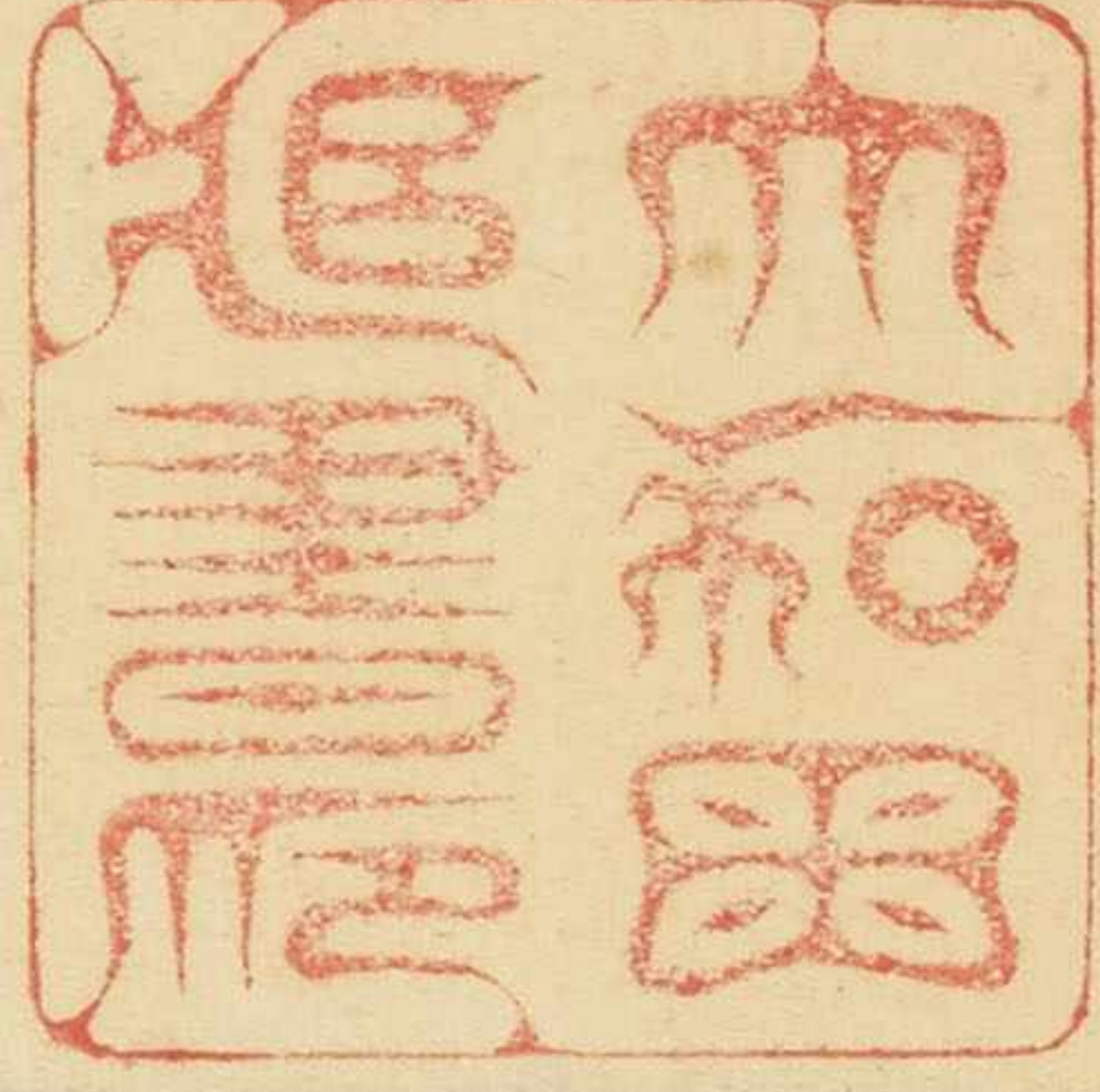
...

小川 為治 著述

開化問答二編

...





序

丈夫弦琴を弾く詩を歌ふのを人乃伊を感
 ぜしとて二味線を引て浄瑠璃を語る者
 及ぶと論語を引て小言をいふ者は人乃初を移
 らせしとて猿栗毛を昇中しと異見をいふもの
 と及ぶと七弦琴今や詩や論語ハ世習とし學者
 先生とすまはし人とのあはれをば知らぬものといへ
 三味線や浄瑠璃や猿栗毛ハ世間よりカラ世々

苦茶と鼻めらるる人こそ山常と眼子見口子
 語り心は悟まらぬのち紅花をば紅く凡そ世
 間もむづかき道を程を知りたる者ハ少
 むづかき道程を知らざるものハお多
 かりなむづかき道程をなすべし
 とくどもむづかき道程をなす者ハ他
 人のかみよりうづかき道程をなす者ハ他

...の...は...おし...
 ...と...
 ...

ふたつあるはず然しむづりたる程を
しきる者むづりしき道理を教ふるはま
たむづりしき道理を知りたる者の務といふ
事―御の突々務なり徳まははは務なりと
ちる仕事いん矢張むづり―変は方をいへせき
するありしむづりしき仕事をいへせは
うま骨折るもその甲斐なきしア、め
うれ世智の祝の少兒に美をのやする仕事

少兒少業をのやうにふるをたふ為を為事子とひて
これ誘ふ為事子故に誘ふに少兒の業
子の甘き故をひてとたふ業は苦きを知らず
これよゆうしその病氣をたぢやちみ平愈す
ア、ぬきぬきこれ苦みの祝の少兒少業をのやうに
る仕方の也差し仕方のこれをお福して何
事の上よふ用のぶし我嘗てこの仕方の感
心せしむありあまこの開化問答を作ると始り

決してむづのまき文字やむづのまき文句を用ひ
ずしむ勉めむむらカラ無茶苦茶と呼ぶるは
方このやたこそ乃法心と思ふしその法口は仰き
所の法心を擇むるなり然もむらあ乃書り
裁きしむを理をまきて熊膽や黒丸子より心の
まきまき乃しし且その文句ハ松市や松風を
の風味もまきまきはむらあ乃カラ世茶苦茶
と呼ぶるは法心これ中ハ一口あらむるはなすのこ

よき——きこいふ——おむづい——あそはさるる
ん何んぞ——おむづありあそはさるるあ
らばおむづい——あそはさるるおむづい——あそは
さるるは自分のほ病氣れ平氣せぬまがぬ
よ——おむづありあそはさるるあそはさるる
から——あそはさるる香こしコレさるる腹をさるること
ぞのれ蓋しその道理いたるんおむづい——あそはさるる
まらよのちりとも常子そのほ心と思えしその

清口子仰きくく乃子如き子蕪末かうくもは於
市也松風乃風味きくく清進め申すくいと
有れぬ為す君上らぬと仰せく申す為す
右上らぬとは何せらる申す一古き成二書
序とく

明治六年四月

中川為治



惜時者

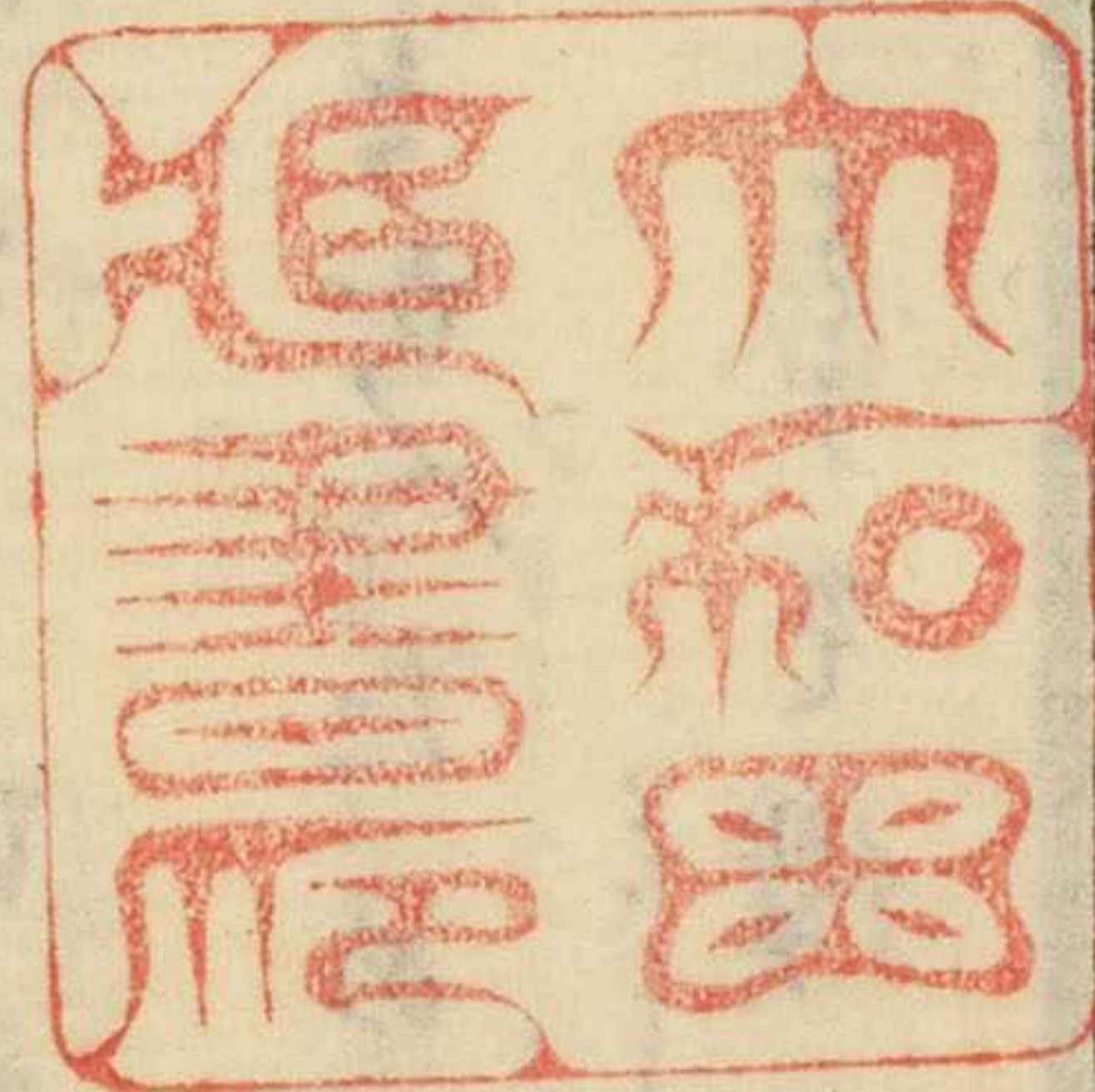


目錄

- ① 政府せいふの成立なりたつ基もとの問答もんたふ
- ② 人民じんみんの政府せいふに對たいする職務しやくむの問答もんたふ
- ③ ホリスの問答もんたふ
- ④ 大陽曆たいやうれきの問答もんたふ
- ⑤ 地券ちけん發行はつこうの問答もんたふ
- ⑥ 證券しやけん印紙いんし發行はつこうの問答もんたふ
- ⑦ 貨幣くわいはい紙幣しはいの問答もんたふ



開化問答二篇卷上



小川為活 著

舊平

サテ開次郎さん過日尤足下小對たいいろく、又みらぬ
 不ふ理り窟くわを論ろんせし小足下乃活心切を以て其等乃道理
 を一々活辨解下されたを、おぼふよりて僕の大せま
 での疑念も大方消失せ胸中を恰も雲霧が散りて明
 月を見る如く、あてて誠小ありがたき事小覺え、おそ
 の後よりいらぬ活世活が、持々が病みて活活し、乃趣

を以て懇意の人物を見懸くを説得がてらよりく
 話をしたる事も過ぎるさる中なる屈服する人もあり或
 ら強情にておせ等乃議論のふてを承知せぬ人もあり
 てその承知せぬ人乃言葉をきけがまた至極尤も道
 理不覺えおせおため僕をまた一層の疑惑を増した
 る事ておぎるおせお今日余上せハ餘の儀おあ
 ずおせ等乃人より聞受一議論を以てまた足下お話
 一僕の疑惑をとかんためふて聞さん毎度お暇か
 きの事ながら今日もどそ僕乃相手をたされて下され

きの事なりけり今日もいよいよそ僕乃振手もなされて下され

せ、サテ開き人第一番は僕もでからざるを今乃法
後人方乃職務でござる元公方様の時代は法大老
法老中若年寄を法三役と唱へ天下の政事を總て大
の法後人方乃進退ふて、その下は列たる神社奉行と
神社寺院乃事を掌り町奉行も町方乃事を掌り法勤
定奉行を總て百姓は拍りたる政事を掌り公事訴訟
乃類をこなたの法後人方の引受けふて、その規則正
しくて手筈のよく整ひてゐたる事を今更にいふま
でもござりません實は天保年間乃世界を志の上りな

官や大藏省といふものも金札の名前との心得みたり

一、おまきを役所名やくしよでござる左大臣さだいじんや右大臣うだいじんを神様かみさま乃門番かどばんをしてゐる木像もくざうの名なあらばらて太政官たいてい乃役名やくなでござる、その他た参議さんぎ乃な笙竹せいちく乃な小こ役名やくなを恰あたかも百人一首ひやくにちうしゆ乃名前付なまけつけ乃な如ごとく太たいの舊きう平へいなど不ふ々々とと子り理窟りくつかサツパりリりその筋合すぢあひを曉さとす事ことか出来できませんまソコこテてかく性根しやうねも志しきぬ役名やくな乃人ひとが政事せいじを執と行かふ志しとと也や急い昔むか一い乃おもかけの失果しつぐわてたるも尤なほ千萬せんまん不ふて役所やくしよをしなな練化石れんがせきととなり役人やくにんをしなな窄袖せきそで細袴こはか乃な毛唐けたう人ひとととなり法觸ほふしよく法布告ほふぶこをしななチちンん漢語かんご乃四角張しかくちやう

たる文字たとちりて民百姓たを闇夜や不知あらぬ山路やまぢをた
 どの如ごとく我戸籍あと誰たが支配しする事ことか我家庫あと誰たが
 保護ほごする事ことか我年貢運上ねんきんうんじやうを誰たれも差出ささぐまじか我
 公事訴訟こうじしゆじゆを誰たれも裁判さいばんしそ貫しふべき事ことか更さらふその目め
 的あて乃志なせぬより或あると規則きぎも觸ふせ罪科ざいこを犯かして思おもふ
 もつぬトシダ災難さいなんも陥おる者が深山ふかやまおざる蓋けだしかく世よの
 有様ありさまの變革へんかくたる根原ねげんと政府せいふの舊來きゆうらいの仕来しらいりを
 こなありきとのと慢まんも毛唐人けあうじん乃其似まねをするゆゑで
 おざる金身かねみ毛唐人けあうじんの面つらを髯ひげが生ええとむらき者ものも互あ

清俊人かやくえ方かたをこな毛唐人けあうじん乃其似まねを信仰しんかうし隨したがひ毛唐人けあうじん

おぼる全躰毛唐人の面を髯がはえとく尤らゝき者少

法俊人方かやくえ なたを三毛唐人乃しん けい所ところを信仰しん けい一随まが毛唐人

乃すなは言こと意いを以もつて天子様てんし さままで詐騙あだま一ひとまう一ひとたる次第しだいあて

かゝる時とき節せつ不出い逢あ小我こがを實じつ不ふ迷惑めいわく千萬せんまんなる事ことニに

外が政府せいふあてかく民百姓たみひやくしやうの難澁なんじやくを引起ひきおこ一ひとあせあて天子てんし

様さま乃すなは沛身上はいしん じやうが富ゆ充たかニにちり一ひとかと思おもへむむたなく一ひとて

天子様の法身上てんし さま ほうしん じやうを却かへてままむむ貧乏びんぱふ之の陥おち以もつり一ひとやうニ

見え外がそのそのゆゆを昨年さくねんの春はる天子様の法所てんし さま ほうしよが炎燒えんせうせ

志しとがとおぼるおぼさるさニに今日けふまでまでその活善請かふしん びんが取来とびびて矢や

張ちやう伍ぶ法殿ほうだん小こ法ほう位い居いたるた所ところを以もつて見みせむせはは天子様てんし さま

乃法身上の貧乏のなりりー證據あやうめてまた下あぐる乃心服こころせざ
るのお推計おしらるゝ次第ついででおおぎる昔むか一公方様乃法住居が
燒失やうしする事ありとも僅わずか二月ふたつきか三月の間あひだ小元乃如ごとく法普
清しんが出来でき上りて公方様あかが流泊なが同様ごとなる住居すまひを一年いちねん以
二年にねんもななりささせる憂うれを決けつしてしてななるるツツタタものでおおぎるるささを
ぞ今いまの天子様乃法身上あかを昔むか一乃公方様乃法身上あか小
較くらぶぶせせとと提燈ちていと釣鐘つりかね程乃相違さかふて實ま小天子様あかを情なさを
たたきき不ふど可愛あいさいううわわるるもの小存ぞんト升のぼりりさせせどもおおききままななま
慢ま小毛唐人けいとうじんを真似まね日本よめ乃古風ふるまを以もて賜たまふ所ところより生あららせせるる

ト自業自得じごうじとくの報むくりりせせるる多おほくく次第ついででおおぎるるト開ひらかかすす

慢小毛唐人を真似日本乃古風を以て賜ふ所より成

る自業自得の報りなきを無擾次第で大ざるナト関さん
今天子様が先規仕末りをまて、性根も忘れざる役名を
採用のたまひ譯乃るからぬ政事乃仕方をまて、詰
り法自分乃益もあらば又下る乃益もあらざる事にて
いそゆる骨折の草卧儲たせむかゝる餘計の仕事を法
廢しにたされ矢張昔の通り法三役或も三奉行など
の活役人を以て法政事を執行せしめられむをそむえ
り民百姓が心服して只今の如く法住居の法差支な
さる、憂もなきして元乃公方様の如く殷富なる法

暮しをなさる事を得るならんと木の舊平などを景

ちから案ずる事ておさるがそむき付き足下の法見込を

如何でござる

開次郎

ある不と舊平さん足下乃法疑念一寸聞ふを理不適

法尤もやうに覺ゆをよよく考へ見せをまじ本

を正すぬ僻論ひて畢竟ともたらぬ不理窟でござる幸

を今日を木の開次郎用事となを問暇の事をせば大

をより足下の法相手小なり僕の思ふ所を底蘊を法

話しアさんとせん一升サテ初編より一寸法話一アタル

世より足下の法相手小なり僕所思ふ所を底蘊なき法

話しアさんとぞんしサテ初編より一寸法話しアタル
通り元来國乃政府をその人民乃権力の寄合しものな
むを國の政府より行ふ百般の政事をしよりその人民
の安樂を謀らんために行ふ仕事は相違がざりませんさ
るに舊来乃政府を總て其の趣意は悖り人民の安樂を
謀るべき政事を以て却て人民の疾苦を引おこしたる次第
ふて畢竟人民を以て政府の所有物と心得しゆるで
ざる政府の趣意かくの如くなきむ世の有様もまた
まは随ひて弱き者も恒に強き者乃暴虐も達し威勢

多き者も恒ふ威勢少き者も恥辱を與へ人間の交際
 恰も禽獸の群の如くして今よりお世を考ふ世を實
 小胆のつづろ程馬鹿げたる世鬼でござり外今かく
 僕が舊政府の事を誹謗するも殆ど暇ふなり一奉公
 え人が舊主人乃非を數ふる如く甚だ腹黒なる仕業な
 りといへどもその非を擧げ世をその道理が聞えぬ思無
 據おの下み於てもまたいさゝか擧擧て舊政府の道理に背
 きたり一次第柄を話語一アえまづ第一是下の仰らる、
 侍三役或も三奉行をたゞめ下々の小役人ふ至るまでその

役義を得る有様を考へおらんやされ即心願といふ内

侍之役或も二奉行をたゞめ下との小役人小玉するまでその

役義を得る有様を考へぶらんやされ即心願といふ内
願ととなへ權勢ある役人の門戸學所小媚を諛ひ我
身上を傾くる不どの賄賂進物を用ゐかくして稍くその
人の取持を蒙りてその役義を得る次第でぶざる心願
人のかく無益な金錢を費まらけり役義をだし得せハ
また他より賄賂進物をとるは我をせまで使ひ捨たる入
用を忽ちとり返さ事を得る由急よてあせを以て見せら
昔乃役人を恰も免許を受けて行ふ盜賊乃如くその政
府を不盜賊の集會所ともするべきものでぶざるあり

月利七月 二篇 卷上

不正なる役人を以て組立てたる政府也其その政事乃
 無理非道をもとよりいふまでもたゞざうません今これを公
 事訴訟乃止不就と説せも吟味役を理乃曲直小拘ら
 ば恒不進物の多少を以て裁判する風たうせば今日願人
 が進物を贈せを願人乃風波をよく明日相手方より
 賄賂を用るせを相手方乃旗色を盛んし一竟ふその勝
 公事を進物乃多き方不與し事てたゞざる全幹裁判
 政府の役目中第一番肝要乃そのなることをせむらかく
 の有様を其をその他乃無理非道をいふまげとたゞざうません

さきを昔の世を啼児と地頭とを勝せぬといふ諺乃

の有様をききその他の無理非道をいふまでもおきりません

さきを昔の世を啼児と地頭とを勝せぬといふ諺乃
通り政府といひ後役人といへも百姓町人乃金銀財産を
勿論妻や娘を強奪せとも更さし構なきが如く百姓丁
人をかくる無理非道なる仕向を受くともおきを訴ふべき
所より由えたぐ口を黙し涙を敵り込むがかりもて實小
今より十年をかり以前までを悲しいとも震らへいともハ
んかたなき世の有様でござり升々お世等事今僕が
口新しく法話しアさんとも足下の法心中にて元乃世
界の有様を法考へたれやれサツパリと法を解ふならん

事^{コト}不^レてナシ 舊^{キウ}平^{ヘイ}さん 只^{ただ}下^{した}もその頃^{ころ}を 政^{セイ}府^フや法^{ホウ}役^{ヤク}人^{ニン}を
 無^ム理^リ非^ヒ道^{ドウ} なる 仕^シ業^{ギョウ}を 成^{なり}る者^{もの}と 思^{おも}召^めたる 事^{コト}で 大^{だい}ざら
 り サテ 大^{だい}せより 世^よ小^{せう}政^{せい}府^ふと 小^{せう}の あり 道^{どう}理^りを 法^ほ話^わし けさ
 人^{ヒト} 譬^{たと}を 男^{おとこ}女^{めづめ}一^{ひと}群^{ぐん}乃^{すなは}人^{ひと}数^{かず}ありて 成^{なり}る 無^む人^{にん}乃^{すなは}土^{とち}地^ちを見^み
 出^いし 大^{だい}せ 不^レ移^{うつ}住^{ぢゆう} 成^{なり}る 事^{コト} あせを 直^{ただ}小^{せう}家^けを 作^{つく}り 地^ちを 耕^か
 山^{やま} 小^{せう}麩^ぼを 採^とり 野^の 小^{せう}獸^けを 狩^かり 海^{うみ} 小^{せう}魚^{ぎよ}を 漁^りし 名^な
 衣^い食^{じき}任^{にん}乃^{すなは}計^{けい}を 成^{なり}る 事^{コト}で 大^{だい}ざらう かくの 如^{ごと}く 人^{ひと}の 骨^{ほね}折^お
 を 勉^{つと}む せが 自^じ然^{ぜん} 不^レ衣^い食^{じき}任^{にん}乃^{すなは}手^て立^たり 備^りり 餘^よ計^{けい}乃^{すなは}品^{しん}物^{ぶつ}
 も 貯^{たく}へ 大^{だい}ざらう 事^{コト} 成^{なり}て 餘^よ計^{けい}乃^{すなは}所^{しよ}有^{いう}物^{ぶつ} あせを 大^{だい}ざら 互^{たが}

小^{せう}交^{かう}易^いし 大^{だい}ざらう 其^{その}の 心^{こころ}情^{じやう}を 饗^あ食^{じき}か 幸^{さい}福^{ふく}を 増^ます 次^{つぎ}

も貯へえらる事して餘計な所有物あせむまた互

ミヨヂナツ

不交易して各々その心情を饗かゝり幸福を増す次第でたゞするたの人々乃有様かく乃如くたゞせむ皆安樂不て更ふ心配もなかるべき苦むきども人乃料簡を奸曲の多き者也或も人乃束ねておきし藝を盗むものあり或も人の取入ておきし穀物を掠むものあり甚しきと恒不脱の強きを恃む人乃所有物を奪取りて我物類不用あるものもありて竟ふたの一群不傷く料簡の者一人もたゞ事不わり各々たゞ人乃物を掠奪せんとの心掛くる有様不陥る事てたゞざる執念たの

予、不捨^{あきら}あきらむる一群^{ひとむら}の混雜^{はんざつ}を勿論^{もちろん}終^{つひ}に生活^{せいかつ}の道^{みち}を盡^{つく}
 果^はつる事^{こと}也^{なり}。又^{また}仲間^{なかま}一統^{いつとう}相談^{さうだん}の上^{うへ}惡事^{あくじ}を成^なる者^{もの}あき
 大勢^{たいせい}ふて取押^{とりおし}へ、大せを懲^{おそ}らひ法^{ほふ}を設^まぐる事^{こと}あり。大せ
 即^{すなは}ち、政府^{せいふ}の成^{なり}立^た姿^{すがた}でたゞざるサテ、追^{おひ}く人数^{にんず}も殖^ふえ家数^{けすう}
 も増^まして、元の採^とり仲間^{なかま}一統^{いつとう}集會^{しゅうかい}する事^{こと}も手重^{ておも}ふ可^べ
 り。且^{かつ}集會^{しゅうかい}をとも折合^{せりあひ}のつゝぬ懼^{おそ}れある也^{なり}。又^{また}更^{さら}に相談^{さうだん}の
 上^{うへ}仲間^{なかま}中^{ちゆう}より若干^{そくご}の人^{ひと}を名代^{なしろ}人^{にん}に撰^{えら}び出^{いだ}し、大せを
 て、大せ等の規則^{きぎう}を設^まぐる事^{こと}及び規則^{きぎう}を執行^{しゆぎん}する事^{こと}を
 引受^{ひきうけ}さしむべき即^{すなは}ち後の立法^{りつぽう}官^{くわん}及び行政^{ぎやうぎん}官^{くわん}の姿^{すがた}でたゞ

及び、おかしき惡事^{あくじ}を行^なふ者^{もの}ある也^{なり}。大せの采^とり仲間^{なかま}一統^{いつとう}集

引受さしむべき即後の立法官及び行政官の姿でござ

ふさぎおから悪事を行ふ者あるふとふさの名代人一統集
會さるる却て面倒なる事ありしが更ふたの中より若年の
人物を撰て出さしむべきを以て恒に仲間の規則に從ひて
裁判する役目を引受さしむべき即後の裁判官の姿で
おさるる今世界萬國の政府とりし者綺羅星の如く居列
べしその本源を尋ねむを以つて其の道理の外に又なき事
でござるべき事を我ら乃治めらるる日本の政府とりし者
の成立基を大方の道理に相違なき事しむ心得外なきの
故に政府の清威光とりし者とりしより人民の清威光し

て畢竟政府が人民より預りてあるもの不同違ふざりませ
 人そせを舊來の政事とす六の預り物を以て預り主を羣
 く取扱ふたり一次第ありて預り主をまた羊の煮えたる肉
 存トなき 獣癩をかりたり一や急無理非道の仕向を受
 くといへども猫不あむたる鼠の如く首を縮め尾を隠し
 只管六を小使後一々貴君の法無理法尤も匍匐躑踞て
 みたりとけふしてその馬鹿ぶく一き事よまそよわく今
 更ふせを考ふきを無念千萬小覺え外あり即政府の
 成立道理と舊來の政事の道理不背さてあり一譯

柄でたさるヤテ又五鬼萬國政躰の摸稜小至りてを

成立道理と舊來の政事の道理を背させてゐたり」譯

柄でござる。又五世萬國政躰の模範に至りては、その國柄と人民の風俗とよりて、その差別ある所なきを、きしむべきを、括ねて區別せざる大抵君主政治貴族政治共和政治の三政躰に歸する事ではざる。君主政治と云ふ國は、代々世襲の君主ありて、政權總て君主の手にあるを、いふ。貴族政治と云ふ國中の身分よき者、寄合の政事を行ふをいふ。共和政治と云ふ身分の高下を拘らず、國內の人民總て政事參與する所の三つ、乃ち中貴族政治や共和政治の事柄を、今法話トリス、存ふあり入り用なき事柄は、バツト

守限へ取除けおきさて君主政治を夫の話に就き入用

の政軀ゆゑ夫の選柄のこくを以て活語にせしめし抑君主

政治を二通りの差別ありて一を立君獨裁といひ一を

君民同治といふ立君獨裁を君主の權威際限なくして

一國の人民を以て總て君主の所有物として人民の財産

を典奪せしむるを勿論その身命を生殺する事もまた君主

一人乃料簡より出るを以て蓋し古来より日本漢土乃政

事をこゝな夫の君主獨裁にて偶仁恵なる天子や國王が出

る時も人民が安樂なる政事を蒙る事ありといへどもその

人の息子をたまた親に似ぬ鬼子にて地獄の鬼より塵き仕業

る時を人民が安樂なる政事を蒙る事ありといへどもその

人の息子をまた親子似ぬ鬼子して地獄の鬼より衆き仕業
を以て人民を針の山に苦く血の池に泣かせ恒に三脉道
の苦痛を受けさせらる次第でござるさせを君主獨裁と
全く正真の道理に背きたる者して天を野蠻の政治と
いふべし則かくの如き政治の下に住居する人民の無學文
盲なるをいふがごとくござりません又君民同治とも一定の
規則を以て君主の權威を制限し萬機の政務を總て
君主と人民と相談の上執行しをいふを文明開化と
人の羨む英吉利杯の政躰して正真の道理に適したる

勿論實不善美を盡たる政治でまざる蓋し是れ等
 の道理も今より二十年むかり前までをあら
 間不誰一人其をを知る者なりしは西洋と交際がら
 てよりかろ國の學者等乃議論が渡来し漸く世間
 此れを信ずる者ありて遂に未だ等の道理が日中へ出
 事を得たる次第でまざるを舊來の政事を何する
 とな公方様一人の榮耀榮花を盡さんため設けたる者
 たりて將軍の株だふ手小入るを誰あても其の榮耀
 榮花を盡し事を得らるるやゑ少し知恵のある奴を

てもむやみ騒動を好むその騒動に乗じて甘く天

榮花を盡す事を得らるゝやゑ少く知恵のある奴を

でもむやみ騒動を好むその騒動に乗じて甘く天下をせしめと較計たるに於てかの明智光秀が信長公を弑し大閤秀吉公が光秀を誅し徳川家康公が秀頼公を亡志しやどそ唱ふる所と名く異うといへども畢竟は奸計詐術を以てその貪婪強欲の情を逞くせん仕業不相違はさりません大の故小明智の政事が豊臣より劣せりこあらばして徳川の政事が豊臣より優せり小あらばたがせ等の人を博徒が博奕をまゐる如く天下を以て賭物として互にその命を克つめんとせし

事をいふに何時の世より人民が手足を伸ぶる事あた
 らざりしともより志のあるべき苦不て竟不人民
 の狭き料簡から家も政府の借物地面も政府の借物
 金銀諸道具も政府の借物妻や娘も政府の借物志ま
 ら不我身命まで政府の借物と心得政府が家をよ
 せといへを唯地面をよせといへを唯金銀諸道具
 をよせといへを唯妻や娘をよせといへを唯身
 命をよせといへを即承引して唯といふ夫とへ心
 中不無理なる仕業非道なる仕向と齒を切りて志

り足指りして怒むとも明白不その筋道を論を

中ふ元無理なる仕業非道なる仕向と齒を切りて志

り足摺りして怒むとも明白小その筋道を論を
却て返り公事のため小なく禍を重ぬる事や急無
念ながら無據政府の意小曲順してその言付を肯云
たり一事でござるナント舊平さん此等の事を考ふれ
も昔のの世畧を身の毛が戦栗やうでもござらんか
ソコで只今法話一パス通り公方様の料筒小てを天下を
我所有物年貢運上も我身上の賄玉を吐べきため小取
立るものと心得る也急も一物入寫して財用不足せる
時を忽ち年貢運上の歩合を増加する事ありてかの

位居ロコウイの焼失ヤクシツする時トキなども日本ヨメニ國中ウチノの大名ダイメイ旗本フタトモへも普フ
 請シヨク法ホウを傳ツトと唱ウタへ普フ請シヨク金キンの上納ウヘノウケを言付コトワツくる事コトありて
 大名ダイメイ旗本フタトモもまたその知行チカウチヨ所ノの百姓ヒヤクシヤウ町人チヨウジンを廢マヒけ法ホウ用ヨウ
 金キンと名付ナツけられをとり立タテ上納ウヘノウケすかくの如スガクき譯ワカ合アヒな
 れをその普請フシヨクの速スベク成就スベキニする事コトト怪アヤむ次第シヨブをぶが
 りませんされむかの玉タマ乃ナラバ薨シノふ珊瑚サンゴの桶ツツ迦羅ジャラ白檀ハクタンを以モツ
 て作り立タテたる法ホウ殿テンを實シツも人民ジンミンの膏血カウケツの塊カケりやれは
 の間次マノヂ郎ラウなどをも亦モの上ウヘもなき穢ケガレき一ヒトまにめニ覺カガえ升ノボ
 とうでぶがくる舊キウ平ヘイさんおれ等トナリの事コトを法ホウ考カウへせられた

らむ元もとの政府セイフなど世よに無む法ほうなる者ものをなすと思おも召めさ

とらでぶさるる舊平さんおれ等の事を法考へせられた

らむ元の政府不ど世に無法なる者をおとと思召六
とでぶさらうサテおれまで追く法話一アス通りかの
政府や法後人方が日本國を一口不頼張富士の山不ど
の糞をたろ、如き面付を、威張てるらる、もその本源
を穿鑿おれを畢竟日本中不三千五百萬の人間が住居
してその仕事を打任一年負運上の出銀をして使す也
急でぶさるる然れば當今の政府不てを此等の道理を篤と
心得おれまがの習弊を悉く除き去りて公明正大なる
政事を行ふ次第でぶさるるたの故に當今の法政事、上

向を君主獨裁の如くなれど實際上不就て見れを
 謂君民同治の政事不て政府を萬民の政府政府の仕
 事と萬民の仕事といふ議論が着實な行をな最早今
 日小及ぶてと年貢運上も天子様の法賄をせんた
 めふとくちまする平たなとく、りふ言を、を桃を馬の鬼が鳴
 征伐の語一同様不昔一物語と相なりたる事ではざ
 るッデ只今の政府の設方を法話一尸をまらぐ政府
 を總て太政官と唱へ大れを正院左院右院の三つ不
 區別す正院も單も太政官とも呼ぶ大の役所の重役

を太政大臣といふその次を左大臣右大臣その次を參

區別す正院も單ふ太政官とも呼ぶ其の役所の重役

を太政大臣といふその次に左大臣右大臣その次を參

議といふあれも丁度元の法大老法老中務年寄など

に似たる法役あり世の中の萬の政事をも之が法の法役

人方の評決より行なはる事でもざる左院も正院

の相談方にて重役を議長といふその下は議負書記

官など、又役人あり外郎政府に於て新し規則を

定めんとする時正院よりその事柄を其の役所へ下せ

か其の役所にてその是非得失を評義して之れを政府へ

申上ぐ又人民の政府へ建言せんとする者その建言書を

六の役所へ差出せしむる大の役所にてその可否を評議し

よきものを採用してまたそれを政府へ申上くる事にて大

ざるサテ外務内務大蔵陸軍海軍支那教部工部司法官

内の十省開拓使及び府縣の役所總てそれを右院と

外省と名付る役所にて重役の事を卿といふその

次を大輔少輔大丞少丞といふ開拓使にて重役の

事を長官次官といふその次を判官主典といふ府縣

にて重役の事を知事令といふその次を参事と

りソコデ外務省も外國と條約をとり結ぶ通商交易

の事と掌り内務省は日本國中の人口を数り取調べ

の事を掌り内務省も日本國中乃人口戸数乃取調べ
 貧窮人の救助道路堤防の普積物産乃世話郵便の通
 達ホリス乃事務などの事を掌り大蔵省も貨幣紙幣
 の製造年貢運上の取立方及び國用の使拂などの事を
 掌り陸軍省も軍掛りして器械彈藥を貯へ日本中より
 兵士を召募り兵隊を組立てれを諸府に分配して不虞
 の用不備ふる事を掌り海軍省も軍艦の掛りして蒸
 氣船や鐵張軍艦を整へ船軍の用不備ふる事を掌り文
 部省も學校を取設學問の世話を掌る役所教部省も

説教の取締をカシし神官僧侶を支配する事を掌り大抵たいてい
 元の寺社奉行はもと歟したる役所工部省ももと鑿山の取締カシ咄つ
 基の築造錢道傳信機の建築など總て建築製造係カシ
 りたる事を掌りつかさどり役所司法省を總て公事訴訟の裁判及カシ
 ひ悪人を捕へて刑罰を行ふ事を掌りつかさどり役所官内省も天子カシ
 様をかましめ皇后様親王様方乃法賄を掌り大抵元の法カシ
 賄方はつかさどりたる役所開拓使も元の箱館奉行同様カシ
 役所下蝦夷地開拓の事を掌りつかさどり府縣もこれカシを地方官とカシ
 唱へ上カシの載カシる諸役所の指番を人民の上カシに施カシし行ふ事カシ

掌り直カシし人民カシの係カシする役目カシも大抵元の町奉行又カシも

を掌り直小人民の算係する役目にて大抵元の町奉行又を
 法代官がとよ願うたる役なりどもこれを元の町奉行又
 も法代官と較ぶる時も餘程重き役柄のものでござる
 現今政府において一年の収納申す年貢運上の金高も元
 五千六百萬圓餘ありて一年の使拂ふ金高も元五千二百八
 拾萬圓をかりてござる大の使拂の金高の内宮内省の法
 用度即天子様乃法身上に係りたる法入用を僅七拾五萬
 圓不どもて餘の五千萬圓の金高も元政府の入用即人民
 の仕事を取扱ふ入用でござるこれを總一文とりよとも天子

陽イ陽々
二編

様が擅せんに法使用ほふしヨウなさるるも、ツカフツケも毛頭まとうなき次第しだいにて、また
人民じんみんの務つと深ふかき、厭いとむ法住居ほぢゆき法造ほぢぞう管かんなどの事ことを仰出おほいだしさ
ざる天子てんし様乃な法料簡ほふりょうかんを法察ほふさつし、おまらせむ實じつ不ふ涙なみだのたるる
不ふとありおたきもの、おぼ覺おぼえ外ほか、まうト舊年きうねんさんちれ等の事こと
柄がらを考かんがへ合あはれを先刺せんさく足下そくかのむとを理窟りくつらう、しん仰おほ
られ議論ぎろんも恰あたか人ひとを挑撥てうはくして悪行あくかうを引入ひきいるゝが如ごとく切き
角かく人民じんみんの為ために公明こうめい正大せいだいなる政事せいじを行おこなへる政府せいふを、かた却かへ
て舊来きうらいの無理非道むりひどうなる政事せいじを行おこなはれぬとす、あ譯あ
柄がらに臨まり上かみて政府せいふの料簡りょうかんに對たいし下くだを銘めいくの身み分ぶんを義ぎし

甚こゝろ大おほ相あひ違ちがぬ事ことだと曉しるすで、あたがらう大おほの故ゆゑ、あ而しか後のちをあん

柄に陥り上も政府の料... 下も金... 身... 子...

甚大相濡ぬ事トと曉しるべでおがらう大の故也。向後も右手

やう心得違の話を吃度法慎しなされ一向今日の法政

事不服後して政府の法趣意のありが大き事を尊敬

まるやうおしやれませと申すは...

舊平は...

なる不と是下乃法理解もて只今乃法政事のありのた

事をスツカリと得心するり外タツコト僕をまう大是下の法

話を就てさう一ツ法備アス大とがおがざる全身足下乃法

話の如くなれを政府や役人もた不人民乃持物同様

なる者やゑふれを森あさうと起さうと煮て喰うと
 焼て喰うと人民の料簡次第ふねるべき苦中てまた
 彼等よ於てふれを彼是よべき筋をなからん事ふぞん
 卜弁されど今世間ふ於てあゝらさま政府を誅罰
 或る役人無禮をあたふ者あれを彼等と中々承知
 せべして忽ちその人を捕へ罪科を行ふ事なれをふれ
 を以て見れを失致せむがら足下乃作らるる所も火爐兵法
 畠水煉た口丈乃利口よて畢竟らべしと行なれべの
 らざる法議論を大ざりませう且足下の法詔によれ

を政府や役人を丁度人民の奉公人と同様と心得られ外

らざる法議論(大)きりませう且是下の法論(小)より

を政府や役人(大)に丁度人民の奉公人と同様(小)に心得られ外
ソデ又世の有様(大)に就て(小)おらんやされ自給(大)とり官負(小)様と
聞(大)を誰(小)も彼(大)も之(小)も低頭(大)平身(小)して且(大)那(小)様法(大)持(小)佛(大)様と
尊敬(大)一(小)法(大)髯(小)乃(大)塵(小)を拂(大)えざる者(小)なきが如(大)く官(小)負(大)様を
また人民(大)を以(小)て自己(大)の家(小)畜(大)へる犬(小)猫(大)同様(小)に心得(大)去
れ(大)対(小)する時(大)は恰(小)も護(大)護(小)の袋(大)の如(小)く瘡(大)下(小)る面(大)を慢(小)子
脹(大)ら加(小)りその威(大)勢(小)を示(大)さん(小)ときる次第(大)で(小)おざる何(大)れ
銘(大)之(小)乃(大)使(小)ふ奉(大)公(小)人(大)をか(小)くの如(大)く尊(小)敬(大)さ(小)る第(大)も(小)た(大)れ
をまた如何(大)程(小)横(大)著(小)ちる奉(大)公(小)人(大)とい(小)ふとも主(大)人(小)に對(大)し

かくの如き無禮を働く者たぶざり外まひさされを
 どうしても是下の仰き所をありをかりあて推量
 小相違ふさりませんさりながらも一是下乃法給一
 が正真の筋合をあらをそれあらう人民のためふた六の上
 なき後楯ふて韋駄天が尻推を仁王様が加勢を屯
 るよりな不氣丈夫不覺え法觸や法希告を守らんと
 とも一年貢運上を拂をんともよ一兵隊とかりて重き
 錢砲を擔けずともよき事一して一六れをやのま一
 うり役人があらを直ふ事公人と主人乃道理を以て一言

の下小いむ伏せなるかれ六れ言募らむ暇を使ま

うり役人があらむ直は事公人と主人及道理を以て一言

の下しも小い云伏せふせなるかれおれ言募らことづむ暇ひまを使つかま
ての事こと四よ五ご實じつ小人民じんのためふを便利べんりとと重宝じゆうほうとと
いとんあたぢきありがたき話わ一ひとででおさるさサテソコデかく
て見みれむかの政府せいふや役人やくにんが人民じんを捕とらへと罪科ざいこ小行おこなふ
事ことを詰つり執しつ小乗じやう一ひと我物顔われものかほ小その権威けんゐを振ふるふまけで
おおざりませう何なに小せよ足下あしもとの法話ほふわ一ひとを世よの有あ標しるし小
引合ひきあ一ひと見みれむとト合点ごうてんのの四よのぬ次第しだいででおおざりませう
それ等それらの論ろんををささておおき、真ま實じつ小足下あしもとの法話ほふわ一ひとが正ただ真ま
の筋合すぢあなれを人民じんをかたかくく一ひとき法ほ觸ふや法ほ帝てい告こを守まも

了心配しんぱいもななく骨ほねを折あて稼かせたたる銭ぜにを年貢運上ねんぐんえんじやうの々々の
 みとり立たつらつらつる憂うれひひなくイヤナ兵隊へいたいととちちりりて銭砲玉ぜにたうぎ乃な
 的まととちちる苦勞くらうもななつれつをを火ひの上うへももちちままありありりののたたまま次じ
 弟あてて大おれれをを聞きんん人ひと々々をを定さてて年寄としよりがが初孫はつまらをを儲たくわけけたた
 了おくく雀躍さくごつしてしてよろよろろ大ぬ事おほなごででおおざざららうう

開次郎

イヤいヤや舊平きゆうへいさんさんおおままへへ乃な不ふ理り窟くををどどううもも手てがが附つられれぬ
 中なかかみみ覚おほほええ外すわ即すなはちち右みぎとといいへへむむ左ひだり上うへとといいへへむむ下したとといいへへむむ如ごとくく俗ぞく
 不物ふぶつ戻もといいふふもも足下あしげ杯さかの事ことででおおささりりまませせううささりりななががららたたれれたた

よようう物事ぶつじのの道みち理りをを法ほ法ほ吞とん込ごみみららぬぬ事ことななれれををままたた深ふかくく

不物戻といふも足下杯の事で大さうませうせうせうながらこれた

よき物事の道理を法吞込なりと及申されをきた深く
外むべきはちと大ききまやん僕もかく法語を志かけ
上からといづるまやも足下の得心のついでに決して
止めぬ心得でござるサテ足下の法論でも政府や役人も
人民の政府や役人たる也と揉かきうと起さうと人民の
料簡次第よりして決して彼等も控へたるを違背する
きりけちなき苦ぢりされを年貢運上も拂はぬと申
からん兵隊とやらにともよからん法觸や法布告を守
るもいらぬ仕事と仰するまけだがおれ大なる心得違ふて

修しゆ不ふ以い小せう藝ぎ不ふ蛛しゆ手て横ぎやう紙し破やぶりの議ぎ論ろんでおおさる折人しやうじん間ま乃なり
 身みの上の上え小せうハは權けん利りと義務むといふをて恰も車輪りんの如く何事ごと
も付つても並ならびを立たて行る者がある事をおおしりかたしれま
世譬たとへを物の高賣かうばいの上に付ていへを商しやう人にんに代料だいりやうを受る權
利あるゆえ品物を液えき中に義ぎ務むあり買人を品しやう物を受る權を
利あるゆえ代料を拂はふ義務ありまた主従の上に付てい
へをえ人を奉ほう公こう人を使つかふ權利ありゆえ給きよ金を拂はふ義
務ありまた奉公こう人を給きよ金をとる權けん利ありゆえ主しゆ人のた
めに働く義務ありおの道みち理りを世の人の萬の仕事を志し

たがたむむて須臾じゆんも離れぬゆゆのでおおしりかたしれます
 今いま大だいの道理りをよ

めは儻く義務ありおの道理を世の人の萬の仕事は志

たがむて須臾も離れぬものでござる今おの道理をよ

多お考へられおを人民と政府との間柄をまかす曉

多事ではござりませう今世間乃人が夜分雨戸をメタカ

表乃戸をメタカと吟味して先ずれで用心ト一と落つ

き、戸に入る事ではござるッッッその用心を如何なる

ものと考ふれを四手板一板志おも裏表からけつりてかか

板一投ッ一大きなる屁を放ても響裂る位のものでお

ざるかる不用心の物を頼りて大斬盗賊の憂かしくも白

川夜船と寐てゐらるる則政府が法律を以て世を治

むる也急でぶざるを^{おれ}自己の山^{やま}ダ^{おれ}を自己の田地^{でんち}
 と一甲^{いちが}も二甲^{にが}も^たやれたる場所^{ばしょ}を^おきて^て誰^{たれ}一人^{ひとり}
 あれを^う奪^はむとする者^{もの}なきを^は則^{すなは}ち政府が法律^{ほりつ}を以て^{もつ}世^よを治^ま
 むる也急でぶざる自己の家^{おれ}を^{くら}蔵^{くら}が十^{じゅう}と^まへ地面^かが^ひ一^ひ百^{ひゃく}と^ふ
 有^あり^がね^おふ^まん^りやう^あれ^るど^あれ^を酒池肉林^{しゅちにくりん}の中^{ちゆう}に^や揚^やぐ^り妃^ひ
 や小野^{せの}小町^{こまち}を^あげ^つて^おも^とも^こ子孫^{こそん}代^{だい}々^ざ貧乏^{びんぱふ}たる^き氣^き使^づ
 たりと^うあ^ん心^{しん}して^あら^るる^も矢張^{やじやう}政府が法律^{ほりつ}を以て^{もつ}世^よ
 を治^まむる也急でぶざる自己の時計^{ときけい}を^{りゅう}立派^{りっぱ}だらう自己乃^{のみ}
 衣服^{いふく}も^き青森^{せいじん}だらう自己の妻^{めかけ}も^よ好女^{こうにょ}だらうと人^{ひと}を^か誘^よて

むらるるも到底政府が法律を以て世を治むる也急で

衣服を弄弄たりう自己の妻を好女たりうと人小諱て

あらるゝも到底政府が法律を以て世を治むる由急で
大ざるされむも一上は政府とり人民の取締を怠る者なく
む世の有様もどんなものでも大ざりませう大方強い者勝
して人殺盗賊至らぬくまゝにちぎ事ならんと存ト外
されハ時計を所持する事ハ覺東キ衣服を着用する
事ハ覺東キ妻と鴨乃樂一みもあらずら覺東あ
き事キて金限財宝山林田畑何一とりふとも自己の
物と安心して存おきるを決して覺東がきりずでまざる
蓋ハ六の事を知らんも昔一の乱世の時を引合ふ出

さげとも今より八年まかり以前舊幕府の亡ぶたる頃の
 有歟不就て見れえようさかる事うそその頃の事を考
 ふれを今更身の毛が戦粟やうも覚え外ナント舊手子え
 此等の事をお考へたされを政府乃恩徳を實に廣大
 無邊のものとお得心がまありまうたらうッコデ人民一般
 小かくの如き恩徳を政府よりうくる権利あれをまた
 大の恩徳小報ゆる義務即つとめといひがたくてをか
 ちをぬ苦ておさるさる小豆下の成論でを恩徳を飽まで
 うくべしあれ小報ゆる義務をせぬといふもけなれをせぬ

物を買ふとも代料を拂ちぬ奉公人を使ふとも給金

うくべしとれ小報の義務をせぬとらふにやれをせぬ

物を買ふとも代料を拂ちぬ奉公人を使ふとも給金
を渡さぬとらふ如く我儘とも手前勝手とも譬方なき
不慮虞ふて難らかる不慮虞ふ信服する者をわざり
外まのサテ人民の國に對する義務をその數甚だ多く
て悉く大れを算へ盡まふとあたをせれどもまづその
中乃至たる者をおぐれを第一に國を尊敬する事第二
に法觸法布告を堅く守る事第三に年貢運上を拂ふ
國用を資くる事及び兵隊をやりて國を守護する事
てわざるもの三と宗よりしてその他百般の義務を生

行ふ政事夫の政事をとり扱ふ役人も即人武の代理人にて

夫の役人の身躰を不銘に乃身躰と同扱はるるものでござる凡人間と生れて自己の心思身躰を大切に思ふ者たま者たまき苦みて自己の心思身躰を大切に思ふ者たまたその心思身躰より顯えらるる権とりよもの、集り合はて成立たる政府を大切と思ひ尊敬せざる者たまき苦でござるさるふも、あれふ及一國を輕蔑する者あらむきれ自己の心思身躰を輕蔑する勅也、その人も大方氣違か乱心者、して本氣の沙汰でな、ござり外、なされを誰、も夫の道理たふ吞込、み、を國の威光を我身の威

光國の衰弱を我身乃衰弱樂しとい悲しきも痛きも
 痒きもこぢ我身乃上の事と思ふ也自然に國を愛
 する念も生れ政府や役人を道理に従ひて尊敬する
 ことけふも至る事ではざるかく國を愛せ或は國家を大
 切に思ふやむく之を大きく仰山に聞かれども畢竟我
 身軀を尊敬して大れを大切にせざる事ではざる
 かなその次に法觸や法布告を堅く守る事けふも
 法話しつゝ通り政府にて政事を行ふを忘る銘くもて
 行ふと同様をその法觸法布告を守ると恰も銘く

の正法を守ると同様なる事ではざる事けふも大れ小

行ふと同様をその法解法布告を守ると悦び

の言を遵守するも同様に事ではござるさるふたれ小
及一法解法布告をど不背く事あらを譬をくらから
好て人と約束一またまづからほーいまふたれ破るが如
一その約束せる人もそれを何とやらやかたから法建
同様に馬麻者といひて譏るでござらうされを銘
乃言葉同様に政府の法解法布告をまた銘より
破るよとあれを尻口あそぬ所業也とあれを取扱ひる
政府をまたまれを氣違同様に馬麻者とりよべ一且
かる馬麻者も少一位横著るおとをすともよも氣の附大

開化問答

二卷用巻上七

て不率儀と通へき道ておぎるさりなから六の義

務トの心得たのろえあり外せ全た躰た政府せいふの

法ちうり觸だ法ぶ布ぶ告こも銘う乃な言こと義ぎ同どう扱あちりといへどもおれ

を銘う乃な口くちより出いて走はぐ小こその身しん躰た小こて行おふも

の小こあらずされむ中ちゆう小こを銘う乃な心こころ小こ適あをぬも又また

銘うの安あん穩えん小こ害がいあるもあらんおとでおと大だいさる且かつ人間にんげんを

権けん執しつあれを必かならずびその目め下した向むかて手て前まへ勝か手ての仕し業ぎやう小

及およぬのの小こて主しゆ人にんを何いか時つも奉ほう公こう人にんより手て前まへ勝か手ての

仕し業ぎやう多おほく亭てい主しゆを何いか時つも女によ房ぼうより無む理りちり仕し業ぎやうの多おほ

きが如ごとく人民にんじんの権けんを一ひと纏まとひて預あづかる所ところの政せい府ふを

開元通志

北がその権勢を恃たのみて自然じぜんに私しの心を生なす遂つひに無む
 理り非道ひどうの暴政ぼうせいを以もつて株主かぶたる人民じんを羣むらくとり扱あつかふ
 小こまろ、ある事ことでござるも、小この時とき不當あたりては貴君あなたの
 法は無理むりは尤なほと、その暴政ぼうせいに從したがふ小ことぢかれ堂どう々々たる
 議論ぎろんをおおし主たてその無理非道むりひどうぢるを辨駁べんさくしてその
 改正かうせいを請よふべし、かれまた人民じんの權利けんりでござるされど
 大れをすする小道こちあり決きして過激くわんきにぢたらぬやう温順おんじゆん
 柔和わやうに道理だうりを盡つくして大れが改正かうせいを求もとむべし、徒と
 党とうを結むすぶ一揆いつぎを起おこし謀叛むらに類るしたる存業ぞんぎを以もつて

れを存ぞん謂い理りを以もつて非ひに為なるは助すけに陷おちりぢならず、ら羣むらき政せい

党を結ぶ一揆を起し謀叛を顕したる存業を以て

れを存謂理を以て非なる物に陥りたらずら虐き政
事を以て苦めらるるに至るでござらう去の故に政府
もその権勢を誤用して暴政を行ふ去とありとも
決して粗暴過激の存業に及ばざるやうよく前後を
省み誠實な道理を盡して改正を求むべし去れまた
去の権利中の義務を以て去れ等の理合を去た銘に
その心中に會得してゐるがれをかふたぬ去とでござ
るがてその次の年貢運上を拂ふ國用を資くる事及び
兵隊とかりて國家を守護する事の道理をもて去初

明治月文

銘の仕事やれを夜も晝も雨乃日も風の目も飯を

食も問も寐る間も影の形もそふ如く銘の身躰も
またかゝて須臾も離れぬもので大ざるされむその入
用を拂ふもまた一身一家の身上を賄ふと同様して大
れ石ど拂へかきで不足れりとり際限もあるふとや
則恒ふ事と次第ふよれを銘の家庫家財を擧て悉
くあれを年貢運上ふ差出さん心組ふてゐがれもか
ちぬ苦て大ざる蓋し六の理合を國と銘との関係も
付て考ふれを恰も火の光を見る如く明亮も會得せら
る大とで大ざるサテウコデあれ等の義務を銘も國家も對

開北月啓

二篇終止

一つとむるゆるぎなくまた國家よりその身を保つ存の
 権利の保護をうくる株があり外銘くその身を保つ存
 の権利もその區別甚だ多き者われどもうよそのあら
 ましを法話ト尸さむる第一を自身自主の權といふ
 即自分を一人立の人間にて我身を我身の且那様せらるる
 他人に害を加へ世間の法を犯さぬとさへかくを決し
 て他人より押へ附らるるおとなきをりふ第二を行事自由
 の權といふ即長崎の人が東京へ引移らんとも大坂の
 人が箱館へ旅行せんとも世間の控不違背せされを決

して阻害らるるおとなきをりふ蓋し六の權を最も廣

人が箱館へ旅行せんとも世間の控不違背せられを決

して阻^{さまた}あらるゝおとなきををりし蓋^{りた}一六の権^{けん}を最^もり廣^{ひろ}

きものふて随意^{ずいゐ}は我好^{おの}む職業^{しご}を學^{まな}み随意^{ずいゐ}は我好^{おの}む

連中^{れんぢゆう}と仲間^{なかま}を結^{むす}ぶなどすべて又^{また}問^との随^{ずい}意^ゐは其^{その}の行^な為^ゐ

を行^なふ大^{おほ}とをさな大^{おほ}の權^{けん}の内^{うち}に籠^{かこ}れるおとなで六^むが第三^{だいさん}

を意思^{いし}言語^{ごんご}自由^{じゆう}の權^{けん}とて即^{すなは}世^よ間^{かん}の害^{がい}とならざる大^{おほ}と

を随意^{ずいゐ}は考^{かう}へ随意^{ずいゐ}は言^{ごん}頭^{とう}して差^さ支^しやうきををりし蓋^{けだ}一我^{われ}

好^{おの}む神^{しん}佛^{ぶつ}宗^{しゆう}者^{しや}を自由^{じゆう}は信^{しん}仰^{やう}一或^{ある}は我^{われ}著^{ちやく}作^{さく}せし書^{しよ}

籍^{せき}を自由^{じゆう}に出^い板^{ばん}するおとななどをさな大^{おほ}の權^{けん}の内^{うち}に籠^{かこ}

れるおとなで六^むが第四^{だいし}を物^{ぶつ}品^{ひん}自由^{じゆう}の權^{けん}とて即^{すなは}我^{われ}所^{しよ}有^{いう}

の品物あやひのを以てもち息子むすこに譲らんとし親類きんるいに分たんとし貧ひん
 窮人きゆうじんに施あづかるさんとし法開山ほっかいざん松まつに奉納ほうなつして坊主ぼうしゆ乃腹はらを肥ふや
 さんとも我心わがこころのまうに取行とりかまひひて少すくしと差支さしつかなきを以
 第五だいごを法願ほっくわん自由じゆうの権けんとし即他人すなはちたうじんより無理むり非道ひだうをうく
 了時りやうときをあれを裁判さいばん所しよへ訴うたへその曲直まがぢかきの吟味ぎんみを以て
 もらふおとを得る権利けんりしてすべて他人たうじん乃ためために我控利わがくわんり
 を枉屈まがくませられんとする時政府ときせいふの力をかりてあれをお
 伸のびし安全あんぜんを得る権利けんりを以て但ただしあれをなすあらまの
 結むすしおてそのくもし事ことを中なかく無智短才むちたんさいの僕風情ぼくふうじやうが

横よこ板いたの館あつちを抛なげおろすか如ごとき兵へい舌ぢを以て解と明めいさん大

結つ一いつ不ふてそのくもも一いつき事ことを中ちゆうく無む智ち短たん才さいの僕ぼく風ふう情じやうが

横よこ板いた不ふ館あやを抛な附つくつか如ごとき兵へい舌ぢを以もて解と明あさん大だい

と思おももよよららず然しかれハはなな不ふそのくもも一いつき事ことを教きやう導どう

職しやく乃なフルフル十じゆ尊そん者者か洋やう學がく者者ののニニルル先せん生せい不ふででも付つてお

ままくくちちききまませせググか志しかか一いつ只ただ今いま法ほつ話わ一いつルルタたルる道どう理りががよ

う法ほつ胸ちゆう不ふををひひりりををいいちちめめるる一いつおお一いつてて萬まんをを知しるる理り窟くつ

よよてて夫たのの他たのの事こと柄がらもも大だい低ていおお也やかかりりよよちちららんん夫たとと不ふぞぞんんト

外サテ夫たのの控えり利りととりりふふををいいええゆるる株かぶととりりふふとと不ふ同どう扱せ不ふ

て夫たのの株かぶもも凡おほ人じん間かんたたるる者もの金きん銀ぎん珠しゆ玉ぎよくをを鏤うめめたたるる法ほつ殿てん不ふ

住すま居ゐせせるる殿との様さまもも九く尺しやく二に間かん乃な裏うら店た不ふ住すま居ゐせせるる日ひ雇い稼かせ

もとに同等に所持してゐるべき筈でござるされを改
 府に於ては貴き殿様たりとも賤しき日雇様た
 りとも少しも偏頗の沙汰なくとも同等に保護さる
 事として殿様日雇様をえらまば罪科を犯克者あれ
 を必以て抑お照らしてそれを刑罰不行ふ大どでござ
 了政府の職分を厳し詰て論ぢれむたゞ人民の權利
 を保護する一事に止りて今政府に於て行ふいろく乃
 政事もとなふの目的を達せんため乃仕業でござる
 ソテ政府が大の道理に従て人民の權利を保護し

て是るゆゑに舊年さ人足下不せよ僕不せよ何一ッ心配

ソコテ政府がその道理に従って人民の権利を保護

て呉るゝゆゑ舊平さん足下おせよ僕おせよ何一ッ心配
を用ゐん三度の食事を喰べ安樂お足手を伸して卧
らるゝ事でおざるおれを考ふれを政府の恩徳不ど世お
ありがたきものおどざり外ま以サテかくの如く政府の
法蔭を以て我身の権利が安全おれを否でも應でも
その義務おつとめおれを力おせぬ次第まで美味を喰
ふ上をまた精出して傷おれをおせぬ道理でおざるさ
るお足下のお美味を澤山喰お人働くおとを少一もい
やわりとお仰する議論おれを扇お子丈の子供でもかくの

日刊七月

二篇巻止

如き道理ごうりの背そむきたる言義ごんぎを吐はくと耻はかしく思おもふ小
 天てん秤びん捧たるどある舊平きうへいさんさんのの議ぎ論ろんを言いつら
 るも實じつに飽あれ果はつ次第しだいまで大おほの開ひら次つぎ郎らうを腹はらの皮かわ
 がよぢれ臍へうが糸いとをよかすや小ちひ覺あえ外ほかナント舊平きうへい
 さん僕ぼくがされまて法はふ話わ一いつパタルパタル石いしを篤とくと法はふ助すけ考かうやさ
 れたらむ人ひと民たみの國くに家か子こ義ぎとつとむる義ぎ務むとよまとい必かなず
 おりかりよなり足下あしもとの決か疑ぎ念ねんを大おほ方かた消き失えるおとでぢ
 ざらうざらう

舊平

妙くわうの開ひらき足下あしもとの法はふ話わ一いつの道みち理り小ちひ商かう當たう一いつの舊平きうへい

妙く開ひさん足下あたまの法話ほふわ一いく道理どうり不ふ適てき當とう一いて六むの舊ふる平へい
 一いつも一いつや一いつ言ことの返かへ答こたへも出い来きまません即すなは兎ちを脱ぬて降くだりまで
 六むボろり升か實じつ不ふ年ねん甲か斐ひもななくかかるる噫あは語ことばををいい夕ゆふかかと
 思おもへへむ今いま更さら何なにととたたくく氣き耻ぢ一いくくして面めん月げつぢぢき事ことは心こころ得え
 升かささりりななががら今いま乃な足下あたまの法話ほふわ一いつ付つき僕わがももたた一いつ乃
 疑ぎをを生なじじ外ほか夕ゆふ開ひさん僕わがの如ごとき理り窟くつ老らう翁う乃な相あ手ては
 られられれタタカ足下あたまの法ほふ不ふ運うんダダととううぞ法ほふ面めん係けいても僕わがの疑ぎををと
 くととああままささななされ老らう老らう乃な胸むねのササツツハハリリははるるややととななされ
 て下くだされれももせ足下あたまの法話ほふわ一いつ下くだるる人ひと民たみが政せい府ふは義ぎ一いつ義ぎ

月七日

二

務をつとむる也。政府をまた人民の権利を保護する
 ことなり。人民の権利とをつづめていへば自由自在とい
 ふことぞ。政府乃政事もたゞ人民の権利を保護せんた
 め行ふものにてされより不かな目的をなきことである
 といふるも、いふけだか今心を志つめて世間の有様を見れば
 中々是下乃仰らる理窟通りふも、いふぬ中へ不覺え所を
 の釋柄も先ボリス乃成る所業に付ておらんをこれ違
 式しきが、いふ違いひだ、いふと、いふ名目を設け五十六ヶ条とやらいふ
 罪目ざいもくがありて、いふ違式いひの口を、いふ三歩より一兩二歩まで、いふ罰

金註違の口を一朱より二朱までの罰金と、いふ悟も、いふ吳服屋が

罪目がありて違式の口も三步より一兩二歩まで下り罰

金註違の口も一朱より二朱までの罰金と恰も吳服屋が

高をさる如く罪科の極段を正札うて定めおき法不

觸るものあれを現金掛直ち貸賣時貸一切不仕

いとたちまち屯存ふつれ也き罰金をとらあげ銭儲の

仕業をせる事でおざるたを身躰へ割刺まらるもの

あれを違式の罪人よし直る三步の罰金をとりあげ肌

ぬぎ又を裳褰うして往來するものあれをそれまた違

式の罪を犯し夕と三步の罰金道傍小便するものあ

れをア、安直の口わらうと不肖く一朱の罰金をとらあ

月
月
月



晴
光
堂
印



げ犬を闘いぬはたるを罰金紙を寫を揚あぐるも罰金縛を係をでる罰金
 尻へを放ひても罰金をヤレも罰金をとる罰金をとる慢を罰金をとる
 あぐるもちをわるがナトをあれ等を正真を己をからぬ理窟をでるお
 ざらんか且もポリスがあれ等の法を犯を志をししものをとり扱をふ
 垢を子ををしをし頭をの帽を子をを載をき羅紗の羽織をふ仙臺を平をの
 の袴を官を負を極をめをきたる人物を不を随を分を丁を竈を不を應を接をまをれど
 僕等の如をく身を不を荒を布をの如をき衣服をを著をし中風を病をが泥を
 澤を不を伸を吟をやをちをる言を系を使をふのもめを不を差をまをる時ををむをお
 こを不を力を身をかをへりヒをツをト此を方をで立をて居をて相移をでるまをれをぞをそ

らるる供の樂たのしみなれをいれをやあまいふら
 子供の自由じゆうを妨さまたぐるまけりて最もとも無理むりなるまとてお
 さら僕わがの考かんがへでまあれ等らの事柄ことばをかままのさままとして
 話わしなきれ行事こうじ自由じゆう乃なり權利けんり小籠せうろうれたまとふて誰
 とその料簡りょうかん次第しだい小行せうこう心聊しんりょう差支さしやまかとかと心得こころえ外ほか
 了し小せうかくかくやあままりりきき罪目ざいもくをま設まけまれま小觸せうしよくるまれまをた忽たちち
 罪科ざいこ小行せうこう心罰金しんばつごをまとりまあまぐるまをま實まはま無理むりなるま譯合やくあひ
 よまてま畢竟ひつじき人ひと民たみのま權利けんりをま害まふま理り審しんでまおまりませまらませまらませまらま
 愚鈍ぐどんのま僕わがをま更まはま解ませまざるま次第しだいでまおまざるままたまホまリスま

月北門
 二篇
 三十八

のせる職分を國の政事乃一つたれをポリスを矢張政府
 して人民の控利を保護するたぬ乃道具でござりま
 ず日ポリスを給金を國用乃中より受くれを矢張
 銘より出ま存乃年貢運上の餘澤を蒙るもので
 ござりませう此の故に掌る存よりて威權たり異なれ昔
 一乃番人或も番太ちどりふもの大低似寄の品物と
 心得外さるよ今のポリスも政府の威光を笠は著て法主
 人同扱ぢる人民を塵芥の如く小看做し人民の控利を
 保護せべき道具てありながら及てされを害ふ仕業は

及べるを實小胆乃つぬる語よてあきれ口を

保護... 道... 身... 命... 命...

及まべるも實じつ小胆こたん乃すなはつぬる語ことば一ひとてあきれて口くちを閉し
く大おほとか出で来きません人民じんみんもまた我われ養やしやふておく奉ほう公こう
人ひと小對せうたい一ひと貴君ききん極ごく且かつ那極なごくと敬うやまつふ恐れ入いり外ほか々々以い来らい氣き
を附つけ外ほかと佞ねい入いり、あかのみぢらば我われ料筒りょうとうの儘まま小行せうぎやうふ
てよき苦くるしみなる權利けんりを害わざはひもする小至いたれるを諺ことわざ小行せうぎやう飼か
犬いぬ小手てを噬くはるるけりて甚しつだ歎なげあをりき次第しだい小覺せうかく之これ
外ほか尤なほポリスが出で来きてから以い来らい火附ひつけ盜賊とうさくの憂うれひも減くく追お
剥人むぎびと殺ころ乃すなは難がたと少すくくぢりたれをポリスを以もつて決きしてあ
しきものときさるるけりておぢがらぬ随ま分ぶんよきものおれ

どもん人民の権利を害ふ所を以て見れを一概によき
 ものと西るに可けみえぬませ人薬も愛ぶて毒とせらる
 如くポリスを全轉よきものなれども政府の威光を益ふ
 著てあまり力身をぐる所から竟ふありきとのふなれ
 るふとてぶさりませうまづおれ等の論をきておきさき
 不ど是下の法話しなされし法議論ようれをかの五
 十六ヶ条おどろ衆目る大低人民の権利を害ふ事柄
 小相違おくりて政府のせべき仕業ふあらざるかと心
 得られおさる故ふまの舊平をあれより往來ある時を

必を裳を裏取りポリスを見掛おろす鼻吹を

必かならずを裳もろを褰いもりポリスを見掛みちを不ふざと鼻はな歌うたを
 うたむ小便せうべんでも去いてやらん心組こころぐみでぶさるその時ときポリス
 が咎とがめなむそれ去いる喧嘩けんかの志こころどきぢれ足下あしもとより歩あた
 理窟りくつを以もつて議論ぎろんふ及およぶそれをも用もちみん罰金ばつぎんをとら
 んといふポリスをおろか恥ち辱じやくでも裁判さいばん辱じやくでも怒おこる
 事ことをぶざりません何なん辱じやくでも足下あしもとより歩あた
 けり去いの老翁おやぢの身からだ躰たが細粉ちほこなをぢらんとも更さらふ引ひを
 とらぬ覚悟かくごでぶさるその時ときも開ひさんおまへを議論ぎろんの張ちやう
 本人ごんじんも互あり尻しつをせむ小屹こいつ度ど尻しつ押おを頼たのみ
 シ外ほかナント

開次郎かいどらうさん今僕いまぼくの法結ほふむすトリス所ところをチツトモ無理むりのなき理り
 窟くわでぶざりませうされども六むの議論ぎろんに向むかひては如何いかな
 る天魔鬼神てんまきしんとりよとも必かならに佗た入り平へい作さくして頭あたまを抱かへ
 逃に出できんあとも心得こころえられ外ほかソコソコ足下あたまの法ほふ所ところ存ぞん在ざいといか
 がでぶざる

開次郎かいどらう

アハハハ 舊平きゅうへいさんまたうまく不理窟ふりくわをお考えがへなされた々
 されども更下あまも大分たいぶん議論ぎろんを上手お上手におやりなされた々無む法ほふ
 なる言葉ことばもとうか前後ぜんごとのむて正真せいしんの理窟りくわらうらう

聞きゆるうちが奇き妙めうださりながら去さのやうなる事ことを世せ間かん

聞ゆるうちが奇妙きまめダさりながら去のやうなる事ことを世間よ
 の造くろつ蕪たれ器ちかふ向ちかむて法話くろつりだらけ—たされよ人ひとと呼よれて正ちか真まふ
 息いきの音ねの通とふ者ものを耳みみふゆとめぬ言こと葉はでぶざる全ぜん身み足あ
 下まのかくの如ごとき不ふ理り窟くを吐はき出だせ根ね原げんを僕わがの法話くろつり—
 自由とを勝か手て我わが儘ままのあつ誤ご解かい—てゐらるゝとちぢれを
 去あやまの誤ごりを正ただまんとせまづ人ひと間ま乃すなはち自由とのよりに起おこる本もと原げん
 を法話くろつり—あやまたれを法くろつり得とく心こころふぢり外ほかまま去あやまの故ゆゑふとり
 約つてその本もと原げんを法話くろつり—あやませう元もと来きた人ひと間まの性せい来きたはれ
 付つく屹ま度ど善ぜんを去あやまべき答こたふ出で来きたてゐるものゝてちれ天あま

道様どうさまが人間にんげんと與あたふる天性てんせいでぶざり非ひ土つちの天性てんせいの傷きずを
 名な付づて知覺ちかく分別えべつと尸外しがい見み白しろきを見みて白しろと云いり黒くろ
 きを見みて黒くろと云いるあともてあれを矢張やちやう天性てんせいより顯あらを
 ると云いちぢから生れうまゝの人ひともあつた天性てんせいの上うへを私わたしと
 りの雲霧くもきりがあつたハツキリとその光ひかりをあらをん出でが
 素すませんツゴデ學問がくもんとらふ出でをを自然しぜんふ土つちの雲くも
 霧きりが退散たいさんし天性てんせいが明あかみちりて知覺ちかく分別えべつ乃すなはち正真せいしんの
 光ひかりをあらをいえらるるまじとてぶざる譬たとへを惡事あくじを行なふ
 をあつらひ無學むがく文盲ぶんもうなる人物にんぶつもあつたが如ごとし學問がくもんをせ

自然しぜんの知覺ちかく分別えべつが明あかみちりて惡事あくじを行なふた

その心は自然の無學文盲なる人物にありしかば如何に學問をせ

一ものも自然の知覺分別が明なる也是悪事を行ふた
く覺ゆる心は承知せざりて決してこれをせざらざる
でまざる玉みが、されを光りて人學をされを知りて學
問をとりて成るべきは其の知覺分別をみかく道具あり
てこれより恒に私に克ち生れ付通り善を行ふ次
第でござるサテかく活活しやさを知覺分別を學問を
以て外よりきりらへ付るものやうに少くこれを決して
さよあらむ知覺分別をもとより人間の生れ付る具え
れるものにて天性生れ付成るも知覺分別をいへば何カ

月心明
二篇

事こと面おもて倒たふりて六むかおおののやうようふふすすやれど畢ひつ竟きやうたふ心こころ一いつ
 乃事ことと清きよ心得こころえをされて相あひ違ちがひまません即すなは学がく問もんをたふ
 その上うへ皮かわを剥むく丈だけの役やくをままるものででままざるササテ又また人ひと間ま
 とも手て足あし五ご躰たいありて世せ間けんの萬まん物ぶつ大だいの五ご躰たいふ觸ふれ牝めるも
 のあるおとま直ただまされを心こころは感かんトトらるくの情なさけとりよものを
 ありをを外たは壁かべが奇き森しんなる衣い服ふくを見みれを著きたりと思おもふ
 美味うまいを食くへむモモツツ沢たく山さん食くをたたと思おもふ白あ粉こなや伽が羅らの油あぶら
 の紫むら香かうをかかげを何なにとすすその品ち物ぶつ子こ近ち寄かたりと思おもふ
 をされをな情なさけとりよめる情なさけ慾よくとりよものででままざる情なさけ慾よく

たぢれな情をていんせつ情慾といふのでさき... 中...

至極大切なるものにて一身の幸福を得るも國の文明
開化を進む事にもなる人間の本の情慾があるからを譬
を貴き人を見、富む人を見、つくりき新造を見れば之
る大と小たちまち羨む情をあらわし自然に勵む料
簡を起して遂ふその身の幸福を得るが如くかく情
慾は心乃身ふとりて大益あるものぢれと其のあらを
るるに任しりていまふぢれを即ち悪事は陥る大と小急
心をまたぢれを裁判してたとへ衣服を著たく思ふとも
あれを著て後小困るぢらんと禁めモツト食たく思

ふともあまり食くひておとも食傷あるならんと禁しめはの品
 物ものは近寄ちかたく思おもふともそれいまかりり
 らんと禁しめ恒とふかくの如ごとくそのあらわるるし所の情なさげ
 を分ぶん別べつして意い見けんをかへず度ど節せつとたろふ帰きせしむる
 了りけりまあれ知ち覚かく分ぶん別べつの傷きずをあらわるし所ところでだざるさ
 りやがら人ひと間まの情なさげも中なかに手て強つよき者ものもあれとしる
 押おへて身み物ものをおとしよし不ふど心がおおおしる大おおおしる夫おおおしるあらざら
 れもあたをおとしよしの故ゆえに世よを情なさげの為ために心こころの分ぶん別べつ意い
 見けんをおとしよし悪あく事ことをおとしよし者ものが澤たく山さんありおとしよしとおとしよしとおとしよし

事ことをおとしよし悪あく事ことをおとしよし者ものが澤たく山さんありおとしよしとおとしよしとおとしよし

耳を塞ぎて鈴を盗むと云ふ如く悪人と云ふと決して
 てその行むを以てよきものと思はざれば則如何なる
 人ふても知覚を別いせぬ心をも具へてをらさる者なりき
 善も善とされ人間乃性来生れ付て屹度善を成べき善も
 出来てある醜擧ておぼざるサテ又善悪とも我行むの他
 人小罪係志たる上付ての名目も他人の喜ぬ所も善
 事疾む所も悪事でおぼざるソコテ我身の情欲を断して
 行へも必に他人の喜ぶと成らざり擅して行へも必
 に他人の疾むと成らざる善悪ともたが情

開化門
 二篇卷上

欲^{よく}お節^{せつ}を^をと^と擅^{せん}り^りま^まとの差別^{さべつ}より生^{なま}むる^{むる}もの^{もの}にて自由^{じゆう}
 と我^{わが}儘^{まま}の差別^{さべつ}もまたある^{ある}大^{だい}とてお^おが^がる^る我^{わが}身^み撫^ひて
 人の痛^{いた}さを^を知^しれ^れと^と又^{また}も動^{うご}のぬ^ぬ諺^{ことわざ}にて今^{いま}他^た人^{ひと}より^{より}軽^{かろ}
 蔑^{べつ}を^をう^うくる^{くる}時^{とき}を我^{わが}身^みも必^{かなら}ず^ず思^{おも}ふ^ふなら
 ん^んされ^れを我^{わが}身^みもまた大^{だい}の情^{なさけ}を^を及^{およ}ば^ばず^ず決^{けつ}して^{して}他^た人^{ひと}を
 軽^{かろ}蔑^{べつ}せぬ^ぬ中^{なか}り^りま^まべ^べ—他^た人^{ひと}より^{より}尊^{そん}敬^{けい}を^をう^うくる^{くる}時^{とき}を我^{わが}身^み
 を必^{かなら}ず^ずに^にられ^れし^し事^{こと}も思^{おも}ふ^ふならん^んされ^れを我^{わが}身^みもまた大^{だい}
 の情^{なさけ}を^を及^{およ}ば^ばず^ず必^{かなら}ず^ず他^た人^{ひと}を^を尊^{そん}敬^{けい}せん^んと心^{こころ}掛^かべ^べ—蓋^{けし}
 して大^{だい}の言^{こと}意^いもよ^よれ^れを善^{ぜん}も悪^{あく}も自^じ由^{ゆう}も我^{わが}儘^{まま}もあ^あま^まら

か^かし^し得^{とく}心^{しん}せ^せら^られ^れて^て天^{てん}性^{せい}も^も背^{せい}か^かが^がる^る中^{なか}り^り不^ふ行^{ぎやう}せ^せら^らる^る

か不得心せられて天性小背かざる中不行せらるる
 夫とでたざるされを我儘と情慾を擲ふ志たる悪行
 乃名同自由とも人間乃天性小背かざる善行乃名目
 して夫乃善行が我身乃上にある間もそれを自由乃
 権利といふ外ふあらざる時を則ち一も他人の妨とせら
 ざる仕業にてそれを善行とよぶ夫とでたざる實は
 我儘と自由との相違を雪と炭との如くせられども夫
 そのよく似たる夫とも強ど炭柿と甘柿との如くた
 れば恒ふ世の人の心得違をせらるるも無理ならぬ夫

と不覺ふかく之伴ナントかく法話ほふわしせむ自由じゆうを人間にんげんの天性てんせい
 より出でる善行ぜんぎやうの事こと々と明白めいびやく不待ふたい心得こころえなるべし
 うツツテ夫おのの道理だうりが法胸ほふむね不居ふぐい入れがあれから足下あしもとの疑うたがひ
 せされるホリスの一段いちだんふしりありませうまづ舊ふる平へいさんよく
 考かんがへてぶらんせされ夫おのの日本にっぽんも足下あしもと一人ひとりお住居すまいなされる
 こけてもボさう外ほかまの日本にっぽん人ひとの數かずを天上てんじやうの星ほしより繁あはく
 地上ちがうの沙すなより多おほくかくの如ごとく群集ぐんしゆの中なかにお住居すまいなす
 れる足下あしもとなれむまた他たの人ひとの心こころをまかりてその妨害たげと
 せらざるやうせねむかなをぬふとでせざるも足下あしもとが

唐たう太たうか魯ろ西せい亞あ乃なり果はたり無人むじん島とうもても引ひき多おほり

ちら... せね... かね... ち... ち... ち...

唐太^{カラフト}か魯^ロ西^シ亞^ヤ乃^ハ果^ハた^リる^ル無^ム人^ニ島^トも^モお引^ひ移^{うつ}り^なす^れ

ち^ぢを^をそ^それ^れた^たり^り小^せ便^{べん}を^をせ^せん^んと^とも^も鼻^{はな}歌^{うた}を^を唱^{うた}え^えん^んと^とも^も裳^{もろ}を^を

寒^{さむ}ら^らん^んと^とも^も喧^{けん}嘩^わを^をせ^せん^んと^とも^も火^ひを^を附^つん^んと^とも^も盗^{とう}賊^{ぞく}を^を傷^やめ^めぬ

ん^んと^とも^も一^{ひと}人^{にん}を^を評^{ひやう}甚^{じん}ま^まと^とて^て他^たも^も笑^{わら}ふ^ふ人^{ひと}も^も腹^{はら}立^た人^{ひと}も^もち^ちま^まき^きお^おと^とゆ

え^えお^お心^{こころ}の^のま^まま^まま^まお^おま^まさ^され^れて^て差^さ支^しち^ちお^おろ^ろく^くけ^けれ^れど^ども^も日^{にっ}本^{ぽん}の^の如^{ごと}き^き

人^{にん}間^{げん}群^{ぐん}集^{しゅう}の^の土^{つち}地^ぢも^もお住^{すま}居^いせ^せら^られ^れる^るあ^あぶ^ぶだ^だを^を決^{けつ}して^て豆^{まめ}下^げ

の^の法^{ほふ}話^わの^のや^やり^りな^なる^る行^ゆか^かを^を出^で来^きが^がる^る苦^{くる}で^でお^おま^まが^がる^る今^{いま}も^も

れ^れ等^らの^の事^{こと}柄^{がら}を^を喩^{たと}へ^えし^しり^りて^て法^{ほふ}話^わの^のま^まま^まま^まお^おま^まさ^さだ^だ人^{にん}民^{みん}を^をお^おろ^ろく^く

庭^{てい}前^{ぜん}に^にお^おま^まさ^さだ^だ樹^{じゆ}木^{ぼく}の^の如^{ごと}く^く政^{せい}府^ふを^をお^おま^まさ^さだ^だを^を守^{まも}護^ごせ^せる^る庭^{てい}

作り種樹屋くわいしゅじやの如ごときものでおぼざる樹木じゆもくもその性せう来らい通つう
 り生長せいぢやうをべき筈はずのものなれども或あるをりいままうま枝えだを
 ちぢりて他たの樹木じゆもくの妨害たげをせむるときはたちまち庭にわ作り
 種樹屋くわいしゅじやの鉄鋸てつこを受けてその枝えだを切りとらるる次第しだいで
 おぼざる政府せいふが人民じんみんの身みの上うへに尊たうとん係けいして人民じんみんの權利けんりを妨たげ
 ぐる中なかにお覺おぼゆるふとあるも畢竟ひつぎやう法の道理どうりに照てらるる合あ
 点を合あてておぼざる日本にっぽんの政府せいふを一人ひとりのため
 お設おけしよのふあらば則すなはち日本にっぽん國中ちゆうこくのためお設おけしよの
 ちれを政府せいふをまた日本にっぽん國中ちゆうこくの人民じんみんの互たがひに損害しんがいを受け

ざるやうにその権利を平等に保護する次第にして夫の事
 をなす親が子供をとり扱ふが如く夫の兒もかの兒も
 とな固執し小思を物と興ふるも小言をいふと決して偏
 頗の心となすを固より親の眞實の情をなれをまた政府
 の心で治ざる夫の心からして是下の疑ふ所の五十六ヶ条な
 どいふ罪目も起りホリスの権ホリスの職分も起れる次
 弟で治ざるかの五十六ヶ条は載る所を決して人間自由
 の権利中に籠れたるものなあらはに之なる人の氣随我儘
 りあらざる所業で治ざる志あらば夫の譯柄をさきよ

足下の仰れあふき 割刺裳褰わりしものしらそをり小便せうへんなどの事こと不付つひて去

話わーヤさんぜんたいひと 全身からだ人の身躰みんたいを天道てんどう様がよ世よの務つとめをさ

去いべきためため小作こさくられしものもの不ふて親おやより自分自分不ふ受うけ自分自分

才さいまた息子いきこ不ふ借つたふべきべき大切たいせつなるなるものでもの不ふさざるさざるをを割わり

刺しを針はりを以もつて皮膚ひふを突つきつまれをを五色ごしき不ふ移うつりてあたか恰あも綿わた

繪えの如ごとく去いるいるととなれなれれががそのその天道てんどう様のよう思おも召よはは情なされれるるを

勿論もちろん身躰みんたい不ふ大害たいがいあるある證據しるしもも去いてて不ふ割刺わりしをを去いててあるある年とし

寄よの大方おほいた癩瘋らふんなどのなどの病やまをを發はするするをを以もつててお志おこりりををさ

れませせかかるる大害たいがいあるあるをを捨すて置おをを世よの馬うま鹿か野や身みどども

その奇き癖くせををくくららみみ威い勢せいががよよいいのの女にがが不ふささるるののとと巢すくも

でござらう且足下も大の不作法より竟つひおその人を尊敬ごんきやう
 する料簡れいけんも失果しせうる事ことでござらうされを道理上どうりじやう不控ふくわて
 肌脱きだぬぎ裳褰まゆももりの失禮しれいより遂つひお他人たにんの立腹りやうぶくを引起ひきおこし人
 間交際まにかうさいの妨礙ままたがを生なむるも必かならむあらんおと心得こころえられ并
 志まおるも何なんぞや家いへの中うちのこぢらば往來りやうらいもまが肌脱きだぬぎ裳まゆ
 褰ももりまましとをあまりといへむ歎なげをなしき所業しよごうよてかかる所業しよごう
 を行なふもの歎なげ愚おろ白癡はくちもまたまたふまてふまてておおごごりりまません蓋けだし
 あれ等らも古ふるき悪習あくじゆよりよりあれままががを誰たれもああまりりききがが附つが
 怪あやしむせせざるまとなれとも今日けふかかく世よの中ちかががおおららけけ人ひとく

徳とくをを尊ごんみみ行ぎやうかかをを重おもくくをを重おもくくをを重おもくくをを重おもくくをを重おもくく

徳を尊み行ふを重んずる時不當りて甚だ世間の
 風俗を害ふたと云ふは政府においておれをやのまじり
 う禁制をさるるに於て職業を専らする時或は兩降の
 日やどは肌脱ぎ裳褰りせぬとかちをさるるとあれども
 あれを衣服の制のありきとあるるを以て是の禁
 制を咎むるにけよと云ません即初編は法活し一ツタル
 衣食住の論をよき考へむらんやされしやせ又大道の真中
 に仁至まこと突立他人の鼻前へ馬の如き陽物をあらせし
 慢然と小便を排出するは實は不作法千萬ある仕業にて

用化問答
 二卷初巻下

其の事が始て見る所のものなりと誰よても必は胆を
 つぬい失禮を怒り終小喧嘩口論までも及ぶべきこと
 で大ざらうされを便所ふあらざる所小小便を禁制ま
 するふ不肌脱ぎ裳褰りと同執する理窟で大ざる犬を
 闘り大なる紙鷲を揚くるおとを禁制するもまたされが
 ためは往來人の妨礙を生むるや急ておざるはの他五十六
 条小載する所はうち人の身随我儘より生むる悪事は
 ておれを犯すもの政府より相當の刑罰を與ふるを勿
 論をれともおれ等を裁判所小控て入牢或は懲役など

小行ふべき不どの罪ありあらざるとして捨置てをまた

不行^{おこなはず}ふべき不^ふどの罪^{つと}あるあらばさうして捨^{すて}置^{おき}てをまた
 世^せ間の不^ふ為^{ため}とせらるるにせられむ無^む據^{じょ}罰^{ばつ}金^{ぎん}の直^{ちか}段^{だん}を定^まめ
 おきおれをとりあぐるおとでぶさるされを足^あ下^かの偽^{いつはり}る錢^{ぜに}
 儲^{たくわ}の仕^し事^{ごと}などいふ筋^{すぢ}を決^{けつ}してなすべき事^{こと}でぶさるサテおれ
 からホリスの権^{けん}乃^{すなは}素^{もと}性^{じやう}とホリス乃^{すなは}忠^{ちゆう}べき職^{しやく}分^{ぶん}とを活^{くわく}活^{くわく}
 一^{いっ}やま元^{げん}東^{とう}ホリス乃^{すなは}控^{くわう}をわれを警^{けい}保^{ぽう}の権^{けん}といひて日本
 乃^{すなは}てを内^{うち}務^む省^{しやう}の受^う持^ぢでぶさるツコテ六^{ろく}の権^{けん}の素^{もと}性^{じやう}を人^{ひと}
 民^{たみ}の身^みの上^{うへ}を氣^きを附^つけ安^{やす}全^{ぜん}守^{まも}るといふが趣^{おも}意^いみて
 警^{けい}保^{ぽう}の文^{ぶん}字^じをくなく説^ときも小^こ言^{ごん}誠^{じやう}めたもちまはる

といふ義理を教養の種とてまてて人民の身軀を
 業の上の關係して人民が自己の身軀小害とせざるべ
 き事や他人の權利を妨害すべき事を行ふ時を忽ち
 いまゝめ小言をいふ或は氣を附け説諭してその安全
 を守護する義で去ざるべしこれを政府の人民に向ふ
 て其の権を行ふ有様を不親のその子供をとり扱ふ
 と同様に如く今子供が危き遊戯をせしむれば怪我
 を受るべしといふやめ菓子も多く食へば疳の虫が起
 らんといふやむるをこれ親が子供の身軀を大切に思ふ

眞實の情を以て政府に告げられんと同様に其の眞實なる

眞實しんじつの情なさけふて政府せいふとされと同どう扱あつかふ恒とこふその眞實しんじつなる
 情なさけを以もつて人民じんみんの理りふ背そむき道みちふ違たがひこる行なふを過とむる
 を固もとより當あた然ぜんの仕業しごふでせざるさうながら親おやのやうま
 せぐるを竟つひふ子供こどもを馬鹿ばか者ものふまゝる如ごとく政府せいふのやうま
 一ひとまぎて人民じんみんの屁へを放はなたす事ことふまゝで關係かへんするをまた
 人民じんみんを馬鹿ばか者ものふまゝる本ほんなるゆゑ政府せいふもては此等これらの事こと
 柄がらふハ深ふかく心こころを用もちふ既すでに適宜てきぎの良制りやうせいを設たけられ、あ
 る事ことでまざるサテ又またポリスア職しやく分ぶんを夫おのの權けんより出いづる
 所ところの者ものなるゆゑたとく五十六ごじゅうろくヶ条じょうふ載のせざる所ところなりと必かな

人民の安全あんぜんに害がいある事ことをポリスポリスにおいて必かならず以もつてこれ
 を制止せいしすべき筈はずでござるされを火附盗賊かひつけうとく乃すなはち番ばんを勿な
 論ろん道路だうどう橋梁きやうりやう乃すなはち破損はたん小字せうじを附つ布ふ食物店じやうぶつてんの賣物うりもの小氣せうき
 を附つけ奸商かんしやうのメ買かひ一賣いっばいやど小氣せうきを附つけ寄芝居よせしげ妓樓ぎろう
 その外人がくじんの大勢たいせい群集ぐんしゆする所ところ不ふ作法さくぽうのちからんやう小
 氣きを附つるを僅わずか小せうその職務しやくむの序端かたまり小せうて首くびを縊くらんと
 する者を遏とどめ身みを投なげんしする者を押おへ溝河みぞがわ小せう落おち入い
 りてゐる者を救たすふ車くるま小せう壓おれんとする者を助たすけ子供こども
 の危あやき遊あそ戯びを制せいし往來人りやうらいじんの鼻歌はなうた唱うたふを誠まことむるに固こ

よりその職務しやくむの中なかに統たひれらる事ことでござるポリスポリスを事こと

よりその職務の中（ちゅうむく）に（ちゅうむく）統（たう）れる事（こと）で（で）ぶ（ぶ）が（が）る（る）ポリス（ポリス）を（を）事（こと）
 宜（か）よ（よ）れ（れ）む（む）夫（お）婦（う）喧（けん）嘩（か）の中（ちゅう）に（ちゅう）立（た）入（い）り（り）その取（しゅ）扱（かく）を（を）も（も）止（と）め（め）べき
 位（ゐ）の（の）物（もの）で（で）ぶ（ぶ）が（が）る（る）さ（さ）り（り）な（な）ら（ら）ポリス（ポリス）を（を）も（も）た（た）恒（つね）ふ（ふ）その身（み）分（ぶん）
 を（を）省（か）み（み）その職務（しよくむく）を（を）慎（しん）み（み）人（にん）民（みん）に（に）對（たい）し（し）極（きま）て（て）丁（てい）寧（ねい）極（きま）て（て）親（しん）切（せつ）
 なる接（せつ）遇（ぐ）不（ふ）及（ふ）ぬ（ぬ）べき苦（くる）の者（もの）で（で）ぶ（ぶ）が（が）る（る）尤（なほ）今（いま）の東（とう）京（きやう）のポ
 リス（ポリス）を（を）大（たい）低（てい）士（し）族（ぞく）の輩（はい）なる（る）也（なり）多（た）く（く）の中（ちゅう）に（ちゅう）も（も）矢（や）張（ちやう）元（げん）の二
 本（ほん）差（さ）の（の）象（しやう）象（しやう）が（が）失（しつ）や（や）ら（ら）ば（ば）や（や）も（も）止（と）め（め）れ（れ）ず（ず）その職務（しよくむく）を（を）誤（あやま）り
 驕（かう）慢（まん）粗（そ）暴（ぼう）の（の）所（しよ）業（ぎやう）不（ふ）及（ふ）べ（べ）る（る）もの（もの）も（も）ぶ（ぶ）が（が）り（り）外（がい）され（れ）ど道（どう）理（り）不
 於（お）て（て）か（か）ゝ（ゝ）る（る）所（しよ）業（ぎやう）を（を）ち（ち）お（お）ろ（ろ）す（す）べき苦（くる）や（や）れ（れ）を（を）止（と）め（め）れ（れ）等（ら）の馬（ま）鹿（か）

野郎を即その持てある棒を振廻せし報を以て竟ふ七
 顛八倒して貫かたる月給をまた棒小何りなくしその成
 果を居酒屋の湯出蛸同様に小物を以て顔を釣き人事で
 ぶがりませうまづさやうなる贅言を捨おきナント奮平さん
 先程から僕が活話しヤタル所を篤とお考へたうされやぞ
 五十六ヶ条の仔細もホリスが罰金をとり上る譯柄も悉
 く明白な會得なされしうたらうさされん足下が其思
 ふやうに論ぜられし筋も所謂水中の泥鰌議論等も
 棒小もか、らぬ不狸窟みて僕をれをぬりよふれ他の足下

の心根を志らぬ人よたれを長話し文を自
 らぬ人よたれを長話し文を自

あり外^タダカ^カ 併^カ僕^カをまた^カ口^カを黙^カ之^カ引^カ込^カむ^カも^カけ^カよ^カた^カ也^カき
 ません但^カその^カ事^カ柄^カを^カお^カれ^カま^カで^カの^カ理^カ窟^カと^カ大^カ小^カ相^カ違^カ志^カた^カる
 もの^カら^カ即^カ大^カ陽^カ暦^カの^カ譯^カで^カお^カが^カる^カお^カれ^カま^カで^カ世^カ間^カ小^カ於^カて^カ舊^カ
 来^カの^カ暦^カを^カ用^カる^カ来^カり^カ何^カ一^カツ^カ差^カ支^カふ^カる^カお^カと^カも^カな^カり^カ一^カ不^カ何^カ
 を^カ以^カて^カ先^カ年^カ政^カ府^カふ^カお^カい^カて^カ是^カ邊^カす^カり^カ鳥^カの^カ起^カ如^カく^カ急^カよ^カ大^カ
 陽^カ暦^カを^カと^カり^カ用^カふ^カお^カれ^カを^カお^カ廢^カし^カた^カされ^カ一^カ不^カ更^カふ^カ合^カ点^カの^カ
 お^カの^カぬ^カ次^カ弟^カで^カお^カが^カる^カお^カれ^カま^カで^カの^カ暦^カを^カお^カれ^カを^カ四^カ季^カ乃^カ氣^カ候^カを^カ始^カ
 め^カと^カ一^カて^カ天^カ氣^カの^カ振^カ子^カ潮^カの^カ泐^カ干^カ小^カ至^カる^カま^カて^カ恒^カ小^カ定^カり^カる^カて^カ
 大^カ低^カか^カも^カら^カぬ^カ事^カな^カれ^カば^カ職^カ業^カを^カ管^カむ^カ便^カ利^カを^カ勿^カ論^カ衣^カ服^カを^カ

の外^カの^カ用^カ意^カを^カ至^カり^カて^カ自^カら^カ部^カ合^カは^カる^カ事^カが^カ

の外ほかの用意よういに至りいたて自然しぜんに都合つがひよく整ととのむたる事ことで
 六むがさるさるを改曆かいかり以来いらいを益えきに正月しょうげつも六むたきまぜふて撰せんが
 六む七月しちがつ頃ころに吹ふき雷かみなりや電いらいが十月じゅうがつ頃ころにやうをためき雪ゆきや
 霰あられが四よ五月ごがつ頃ころに降ふり次第しだいをればかの土用どよう綿わた入いる寒かん帷かたびら子こ
 とりし諺ことわざに背そむかずして萬事ばんじに付つき甚こたふ都合つがひの多おほ
 き、去きとて六むがさるナント年頭ねんとうの禮者らいしやが玉たまの汗あせを流ながすなから
 誠まことにお熱あつうて結搦けつさくする春はるで六むがさると口上くちがしを述のべ暑中しよちゆうの
 客人かくじんががたに戦いくさへちから大分おほぶんむしくと寒かんト糸いとと一禮いちらい
 きらを見てをどうもあらへられぬでを六むがさらんかたの故ゆゑ

また厄病神の手傳負三神の提燈持ともいふべきもので
 ぶざるその上改曆以来も五節句盃ちど、りふ大切なる物日
 を慶し天長節紀元節ちどいふりけともいふらぬ日を祝ふ
 事でおざる四月八日もお釋迦の誕生日盃の十六日も地獄の
 釜の蓋のあく日といふも大おつ重し知りてをり外紀元
 節や天長節の由来も六の舊平の如き牛鍋を食ふ老
 翁といふともおりませんかゝる世間の人み心もちき日を
 祝せんとして政府より強て赤丸を賣る看板の如き、懺や
 提燈を出さずするもち不しくすえぬ理窟でおざる元來

開化調

二編終止

祝日いそひを世間せけんの人の祝いそふ料簡れうかんが寄合よしかえて祝いそふ日ひを
 世間せけんの人の祝いそふ料簡れうかんもサキ日ひを強まて祝いそふ志こころむるも最もと
 も無理むりやも事ことふ心得こころえ外また僕わががある人ひとより少すくないたるも
 他たの属國ぶくこくとチリチリ國こくをぞの彼あかふ國こくの曆れきを守まもるもの
 さうでぶぶる即朝鮮まがもろが支那しなの年号ねんごうを用もちる琉球りゅうきゅうが日本にっぽん
 の年号ねんごうを用もちるも矢張やっはり夫それの禪ぜんがさうでぶぶるさ
 む先年政府せんねんせいふはわおいて毛唐けいとう人の國こくの大陽曆たいやうれきをもちり用もちる
 べきされしととりもさなきば毛唐けいとう人ひとは降くだ来きしてその属國ぶくこく
 小ぢりこぢり一ひと禪ぜんでぶぶらま先程まきほど足下あしもとが活活くわくくわくとまされたる

通とほり出でる日本國にっぽんこくを政府せいふ一ひとの物ものと
 小ぢりこぢり一ひと禪ぜんでぶぶらま先程まきほど足下あしもとが活活くわくくわくとまされたる

通り六の日本國を政府一人の物でもおざり外なきは
 かく一人の料簡を以て我儘自在に毛唐人の屬國とされ
 らを實に相満ぬおとでもおざらんか且他の屬國とせざるを
 の國人の身にとりておの上におき恥辱だと嘆き
 かるふかくの如く我儘自在に毛唐人に降参して日本
 中の人民に寐身の水の恥辱を受さすとも思へを思へ不
 政府を相満ぬ者でござるおの舊平の如きうち出同族
 の者でも矢張日本人おれを僕に於て毛唐人の屬國
 とせり恥辱を受くるを心外に物に心得ず心外に扱われ

を政府の料簡せいのりかんの間まかゝをらむ決けつして大陽曆たいやうりきを守らぬ心組こころぐみ

でござる蓋けだもこれも僕一己の私論しりろんふあらむ世間せけん

般の心組まろぐみと見えて何乃土地なつちふても徳川の正月とくがわは徳川の

盆ぼんよと舊曆きうりきを以て萬事の儀式ばんじのぎしきをとり行ふ次第しだいふて

おれ誰の心たれなる毛唐人まうたんにんのためは耻辱ちじよくを受くる大とを心

外ぐわいの覚おぼゆる説據せつこでござる女郎ぢやうりやうの誠まことと玉子の四角たまごのしかくあ

れを晦日こゝろかふ月つきが出るとを昔むかより決けつしてなき者の譬たと

でござる女郎ぢやうりやうの誠まことや玉子の四角たまごのしかくをあらむれども政府の

毛唐人まうたんにん好このの料簡りかんより遂つに晦日こゝろかふ月つきの出るやうふぢやう外

又晦日よ月の出るをよぐれどもされがため日本國中の
 大不都合と起し志木のミチヲラモ死良とも是らぬ大耻辱
 を人民に領事與ふとも實に無念千萬涙と鼻水と一同
 小流る次第でござる僕をくれ等の事を考へ出立時を
 夜分と寐る夫とあたを以て既先夜も蒲団を踏破
 り枕を汚壊ちし夫とがあり外タナント聞さん足下ヨ日
 亦人なり殊に物の道理もよく法心得たれてゐらる、
 活方あれをくれ等の事も定て僕と法回論でござらる
 開次郎

開次郎

二篇終

奮平さん少一静ふたされませ足下の唾て中朦朧
 して物のあいらがらかりませんダカ併一足下のよく不
 窟を考へ附るるを實に驚き入り外足下の不窟窟を
 恰も芭蕉を剥が如くあとからあらをれ出て更一盡さ
 るるは覺え外されを僕の如き無智短才なる者が腹
 をよがり喉をから一青き嘴より黄なる聲を多しと噪
 き立つとも更一法得心なきを無理とを心得ませんさ
 りながら愚者も一得ありといふとあれをまた一應を僕
 の父存も聴なきるがうらうらとさる且世の道理といふ

在理窟と不理窟の寄合を大なる者にて不理窟といふと
 必む一ツのくる所もあるものなり理窟といふとも必む
 一ツの技目もあるものなり理窟を以て不理窟のありし
 所をあらわし不理窟を以て理窟の足らざる所を補ふか
 らして正真の動うぬ道理が出来たる事ではなざる事
 れを今足下と僕とかく議論を弄るふ付てと互に序
 意地我慢の料簡を捨去り心を虚くして理窟と思ふ
 事柄を直に屈服し不理窟と曉れり言葉を弄ぐ不
 むるが第一肝腎でなざるツコダ各々自己の心中より

と思ふ所を言顯あらわすといもゆるか言語自由の道理いを

是下も是下の料簡れい不おしと思おもゆる所を法遠慮ほを

傷おつらおるおかよお僕おをまた僕おの料簡れい不おしお覺おゆる

所おを以もて飽あきて法返答ほへんたふ不お事おでおさおるおれお畢お竟お理お窟お

と不理窟ふりくを以もて正ただしき道理いを愈いよく仕上しあるお譯合やくあで

おさおるお舊ふるよふるさん僕おを先刻せんこくからあまり弄もづもけ

也急い最早口いちさいくちが酸すくすなりて耐たへられぬたやうたなたつて来き外ほか々

その上是下うへおの法話ほふわがあまり面白おもしろき不理窟ふりくのお也急い

躰たい屈くして欠伸あくしんをたかりた出でるたやうた又また覺おえお外ほかかく法話ほふわを

てある僕ぼくでもらたら躰た屈くして欠伸あくがをかり出でる事ことを六
 の本もとを見みてゐいららるる看客おんがく諸君しよきんもぢぢ不ふささらら後のち躰た屈くななさ
 れて欠伸あくがが遂ついに坐あ睡ねむりか小言こごよよても愛いとるる夫おとででぶぶざざららう
 されどもあまりやあままううきき鎗やのの出でぬぬららちち一いち寸すん一いち服ふくややららかかして
 あとをまた下かの巻まきででゆるゆるりと活くわ活くわししりりませませうう足あ下しもも
 さうさうだだあまりあまり立た身み上ありりててののももああららるる時ときをを竟つひしし腹はら形かたち
 已久ひくくななりりてて疝せん氣きか寸白すんぱくでも起おらんらん也や急いそぎぎううららで
 一ひ休やすままされされようよう氣きをを落お付ちけけてておお茶ちやでもでも一いち杯ぱい
 せ



開化問答二篇上終

Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

